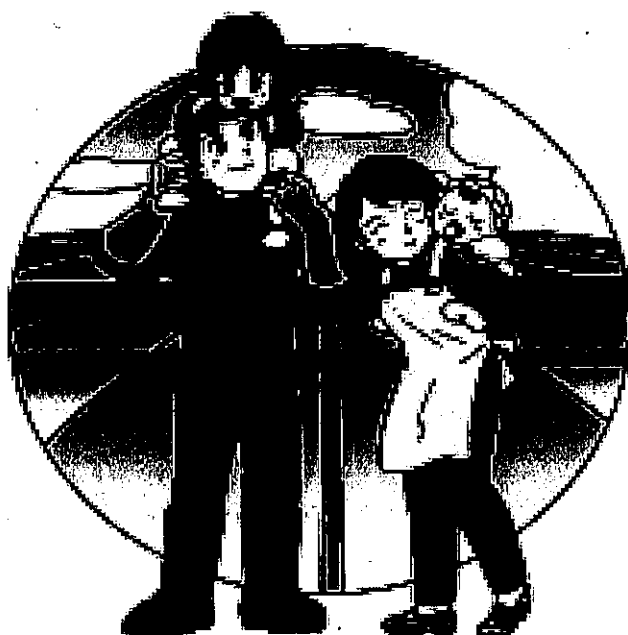


平成30年度第3回 評価委員会説明資料



平成31年3月26日（火）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

平成30年度農地中間管理事業 の実施状況について

【宮城県】

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

平成31年2月
農林水産省

1 趣旨

農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構（以下「機構」という。）と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農用地利用改善事業等による担い手への農地の集約の加速化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等の措置を講ずる。

2 法律案の概要

(1) 地域における農業者等による協議の場の実質化

農業者等による地域協議の場において、市町村が農地に関する地図を活用して農業者について年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報の提供に努めること及び協議における農業委員会の役割を明確化する。（機構法第26条第2項及び第3項）

(2) 農地中間管理機構の仕組みの改善

- ① 機構による担い手への農用地等の貸付けについては、機構が借受けと貸付けを同時に行う場合には、農用地利用配分計画（以下「配分計画」という。）によらず、農用地利用集積計画のみに基づき行うことができることとする。（機構法第19条の2）
- ② 配分計画の認可申請後の縦覧等の手続を廃止し、事前に利害関係人への意見聴取を行えば足りることとする。（機構法第18条第3項）
- ③ 機構への利用状況報告について、毎年の報告義務を廃止し、機構から求められた場合に報告すれば足りることとする。（機構法第21条第1項）
- ④ 機構の業務委託に関し、都道府県知事があらかじめ指定した者に対する農用地等の管理等については、都道府県知事の承認を不要とする。（機構法第22条第2項）
- ⑤ 機構が、遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずれば貸付けが見込まれる場合は、当該措置を講ずるよう促すべきことを事業規程で明確化する。（機構法第8条第3項）

(3) 農地の集積・集約化を支援する体制の一体化

農地利用集積円滑化事業について、以下の措置を講じた上で、農地中間管理事業に統合一体化する。

- ① 機構が配分計画の案の提出等を求めることができる対象に、農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものを追加する（省令で改正法の施行の際現に存する農地利用集積円滑化団体（以下「旧円滑化団体」という。）のうち実績のある者を指定の基準として定める予定）。（機構法第19条）
- ② 農地中間管理事業の実施地域について、農地利用集積円滑化事業と同様に、市街化区域外の区域に拡大する。（機構法第2条第3項）
- ③ 旧円滑化団体が、機構に対して、農地売買等事業のために借り受け、貸し付けている農用地等に係る権利及び義務を機構の公告により一括して承継する仕組みを設

ける等、旧円滑化団体に係る所要の経過措置を定める。(改正法附則第3条及び第4条)

(4) 担い手の確保等農地の利用集積・集約化を促進するためのその他の措置

- ① 認定農業者制度について、以下の措置を講ずる。
 - (イ) 複数の市町村の区域内において農業経営を営む農業者の農業経営改善計画については、市町村の認定事務を都道府県知事又は農林水産大臣が処理する仕組みを創設する。(基盤法第13条の2)
 - (ロ) 農地所有適格法人に出資している会社の役員が認定を受けた農業経営改善計画に従って出資先の農地所有適格法人の役員を兼務する場合には、役員の常時従事者要件を緩和する仕組みを設ける。(基盤法第14条第2項)
- ② 青年等就農資金について、その償還期限を「十二年以内」から「十七年以内」に延長するとともに、これに対応して政府が行う公庫に対する利子補給金の支給可能年限を「十五年度以内」から「二十年度以内」に延長する。(基盤法第14条の7及び第14条の9)
- ③ 農用地利用規程において、農地の所有者等の3分の2の同意を得て利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定することにより、担い手へ農地の利用集積・集約化を促進する仕組みを創設する。(基盤法第23条の2)
- ④ 農地転用の不許可要件について、地域における担い手に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等を追加する。(農地法第4条第6項及び第5条第2項)
- ⑤ その他所要の規定を整備する。

3 施行期日

- (1) 農地利用集積円滑化団体の統合一体化関係及び都道府県知事等による農業経営改善計画の認定関係については、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) その他の改正事項については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 農地中間管理機構が平成26年に事業開始以降、担い手の利用面積は再び上昇したが、更に事業を加速化する必要。
- 今後は新たに地域の話合いから始めて気運を高める必要がある地域、担い手が不足する地域について農地の集積・集約化を進める必要があるため、関係者が一体となって推進する体制を構築する必要。

法律案の概要

I 地域における農業者等による協議の場の実質化【中間管理法の改正】

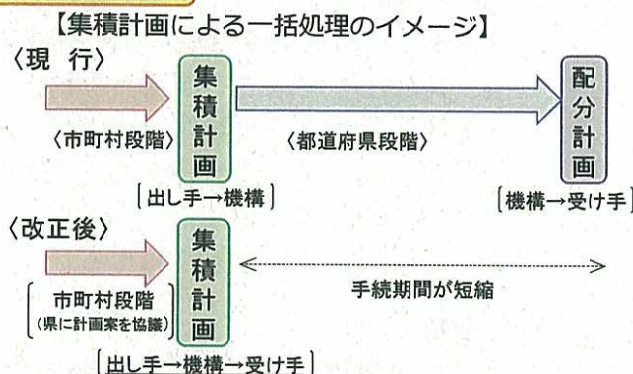
地域協議に関し、農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等の情報を提供しよう努めるとともに、農業委員会の役割を明確化する。

II 農地中間管理機構の仕組みの改善【中間管理法の改正】

ア 機構による農地の借入れ・転貸について、現行では2つの計画(市町村の集積計画と機構の配分計画)が必要となるが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みを創設する。

イ 機構の配分計画の縦覧を廃止する。

ウ 農地の受け手に対する利用状況報告の義務付けを廃止する。



III 農地の集積・集約化を支援する体制の一体化【中間管理法、基盤強化法の改正】

農地利用集積円滑化事業について、次の措置を講じた上で、中間管理事業に統合一体化する。

- ア 機構が配分計画案の作成等を求められる者に農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものを追加し、実績のある旧円滑化団体が配分計画の案を作成できるようにする。
- イ 機構の事業実施区域を、円滑化事業と同様に「市街化区域以外の区域」に拡大する。
- ウ 機構が円滑化団体の契約関係を簡易な手続で承継できるようにする。
- エ 統合一体化関係の改正事項(アを除く。)の施行期日を公布日から1年3か月以内とし、十分な移行期間を設ける。(なお、他の項目の施行期日は、原則、公布日から6か月以内。)

IV 担い手の確保等【基盤強化法、農地法の改正】

(1) 認定農業者制度について、次の措置を講ずる

- ア 担い手の活動範囲に応じ、市町村の認定事務を都道府県又は国が処理する仕組みを創設する。
- イ 役員のグループ会社間での兼務といった農業経営上のニーズに対応するため、認定農業者である農地所有適格法人について、役員の常時従事要件を緩和する。

(2) 青年等就農資金について、その償還期限を「12年以内」から「17年以内」に延長する。

(3) 農用地利用規程において、利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定することにより、農用地の利用の集積・集約化を促進する仕組みを設ける。

(4) 農地の集積・集約化を促進するため、農地転用の不許可要件として、地域における担い手に対する農地の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等を追加する。

担い手への農地集積及び農地中間管理事業の取組状況・方針について

1 担い手への農地集積状況

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (推計値)
耕地面積 【A】	130,000 ha	129,400 ha	128,500 ha	127,800 ha	126,900 ha
担い手への農地集積面積 (期首) 【B】	60,892 ha	63,398 ha	66,815 ha	70,020 ha	73,916 ha
新規集積面積 【C】 (うち農地中間管理事業)	+2,506 ha (+ 288 ha)	+3,417 ha (+1,752 ha)	+3,205 ha (+1,444 ha)	+3,896 ha (+1,130 ha)	α ha ^{※1} (+1,169 ha) ^{※2}
担い手への農地集積面積 (期末) 【D=B+C】	63,398 ha	66,815 ha	70,020 ha	73,916 ha	73,916 + α ha
農地集積率 【D/A】 (増減)	48.8 % (+ 1.8 %)	51.6 % (+ 2.8 %)	54.5 % (+ 2.9 %)	57.8 % (+3.3%)	59.2 + β %

※1 30年度の新規集積面積(C)は、農地中間管理事業以外の手法〔自己所有、借入(農地法+基盤法)、特定農作業受委託〕も含まれる。現在、調査中(α)。

※2 30年度機構集積協力金交付事業の新規集積農地面積見込み。なお、対象期間や定義の違いがあるため参考値。

2 平成31年度の取組方針と取組内容

平成31年度は以下の取組方針に基づき、農地中間管理事業の推進に取り組むこととする。

- (1) 「人・農地プラン」との一体的推進(新規)
 - ・「人・農地プラン」の見直しを推進し、地域内の話し合いの機会誘導
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行5年後見直しへの適切な対応(新規)
 - ・5年後見直しによる新たな制度の周知徹底
- (3) 農地の集約化の推進(継続)
 - ・農地の集約化に取り組む地区における集約化の推進
- (4) 農地整備事業との連携強化(継続)
 - ・中山間地域における機構関連農地整備事業等の活用の推進
 - ・農地整備事業実施地区における機構事業活用の推進
- (5) 市町村・農業委員会・担い手組織等との連携強化(継続)
 - ・農地利用最適化推進委員と機構コーディネーターの活動状況等の情報共有
 - ・農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関係機関の情報共有
 - ・市町村、農業委員会、担い手組織等との定期的な情報交換の実施

平成30年度農地中間管理事業 の実施状況について

【宮城県農地中間管理機構】

I 農地集積目標

(1) 集積目標

単位：ha

		現状 (H22)		目標 (H35)		今後集積すべき目標	
耕地面積：A		129,600		129,600		—	
担い手利用面積：B		59,090	100%	116,640	100%	57,550	100%
内訳	自己所有面積	21,110	36%	23,300	20%	2,190	4%
	借入面積	14,527	25%	58,300	50%	43,773	76%
	農作業受託面積	23,453	40%	35,040	30%	11,587	20%
集積率：B/A		45.6%		90%		—	

*根拠 ①農地中間管理事業の推進に関する基本方針(宮城県H26.3策定)

②宮城県農地集積アクションプラン(宮城県H26.9策定)

(2) 平成26年度からの集積(借入)目標面積

①10年間 41,300ha

上記の表中の今後集積すべき目標の43,773haから25年度末までの実績2,473haを差し引いたもので、年間目標は、初年度2,000ha、2~7年目4,560ha、8年目以降漸減し最終年3,600ha。

②機構事業活用の目標面積 2~7年目4,250ha

上記の2~7年目の目標4,560haのうち機構事業活用に75%と見込み、(4,560×75%=3,420ha・純増)それに純増分以外として2割を加算したもの。(3,420÷80%=4,275ha)

II 年次別計画及び実績

単位：件、ha

		借入		転貸		管理		条件整備	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
H26	計画	4,000	2,000	1,700	1,700	—	—	—	—
	実績	981	883	320	450	—	—	—	—
	達成率	25%	44%	19%	26%	—	—	—	—
H27	計画	9,120	4,560	4,176	4,176	200	100	100	50
	実績	3,500	2,953	2,305	2,905				
	達成率	38%	65%	55%	70%	0%	0%	0%	0%
H28	計画	8,500	4,250	4,297	4,297	200	100	100	50
	実績	2,612	2,003	1,795	2,149				
	達成率	31%	47%	42%	50%	0%	0%	0%	0%
H29	計画	8,500	4,250	4,250	4,250	200	100	100	50
	実績	2,567	2,190	1,409	2,118				
	達成率	30%	52%	33%	50%	0%	0%	0%	0%
H30 見込み	計画	8,500	4,250	4,250	4,250	200	100	100	50
	実績	2,458	1,844	2,029	2,063				
	達成率	29%	43%	48%	49%	0%	0%	0%	0%
H30 迄累計	計画	38,620	19,310	18,673	18,673	800	400	400	200
	実績	12,050	9,796	7,746	9,486				
	達成率	31%	51%	41%	51%	0%	0%	0%	0%

*H30迄累計では、解約分を除いている。

III 借受希望者の応募状況

	経営体数				希望面積 (ha)			
	実績	累計	うち法人	法人累計	実績	累計	うち法人	法人累計
H26	2,669	2,669	246	246	24,528	24,528	10,163	10,163
H27	563	3,232	50	296	2,657	27,185	290	10,453
H28	332	3,564	61	357	3,267	30,452	2,144	12,597
H29	223	3,787	62	419	4,891	35,343	3,904	16,501
H30	153	3,940	15	434	2,141	37,484	1,316	17,817

◎平成30年度までの借受希望面積は37,484haで、借入目標41,300haに対し90.8%。

IV 平成30年度の重点取組方針と取組状況

1 農地の集約化の推進（新規）

- ① 担い手や地域の意向を踏まえて農地の集約化に取り組む地区を選定
 - ・集約化推進地区を2～3地域選定（別紙参照）
 - ◆県地方推進本部毎に地域の意向等を踏まえ地区を選定し推進中（7地区）
 - ・推進地区毎に担い手，市町村，農委，機構地域コーディネーター，JA，土地改良区，県等による検討会の開催
 - ◆角田市では全市一つの人・農地プランをより充実させるため，旧町村単位に細分化する地域の話し合いの中で担い手から集約化の取組要請があり，西根地区を先行し推進
 - ◆大郷町粕川地区では早急に集約化したい農地（約5ha）を先行着手し，順次拡大を展開
- ②農地利用最適化推進委員や機構地域コーディネーター等が相互に所有する「人と農地の情報」を共有するとともに，土地利用調整活動を連携して展開
- ③集約化を円滑に進めるための他制度との調整について検討
 - ・集約化支援としての機構手数料の活用について検討
 - ◆機構事業担当者会議（11/13）で支援概要を提示し，H31開始に向け制度設計中

2 農地整備事業との連携強化

- ①機構関連農地整備事業等の積極的な活用と他地区への普及啓発活動を推進（新規）
 - ◆柴田町葉坂地区 A=37.3ha：事業着手済み（相続登記 A=9a を経て地区編入手続き中）
 - 七ヶ宿東部地区 A=19.2ha：事業着手済み（相続登記 A=58a を経て借入手続き中）
 - 七ヶ宿西部地区 A=14.6ha：事業着手済み
 - 仙台市日向地区 A=13.6ha：来年度着手に向け対象農地を借受済み・土地改良法手続き中
- ②農地整備事業の受益地での機構事業活用の推進（モデル地区における機構事業加速化の促進）
 - ・作業受委託契約農地の機構事業活用促進の啓発
 - ◆事業地区毎の集積推進会議において，機構事業活用促進に向け啓発活動を展開

3 市町村・農業委員会・担い手組織との連携強化

- ①農地利用最適化推進委員や機構地域コーディネーターの活動状況等の情報共有（新規）
 - ・農地の出し手・受け手から収集した営農意向等の情報の相互共有
 - ◆農業委員会から農業委員・最適化推進委員名簿等の情報提供を受け，連携した活動や情報共有ができる体制を整え随時取組を展開
- ②農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関連機関の情報共有（新規）
 - ◆農業委員会総会後の場を活用した機構事業制度周知と課題等の共有
- ③市町村，農業委員会，担い手組織との定期的な情報交換の実施
 - ・一層の情報共有を図るため「情報共有プラットフォーム（会員専用ページ）」開設
 - ・市町村が開催する「人・農地プラン」の策定・見直し検討会議やほ場整備に係る会議等への積極的な参加による地域内の農地集積機運の高揚
 - ・農業委員会と機構との連携に関する活動方針（H29.11.6策定）に基づく連携活動と情報の共有化
 - ・今年度新体制へ移行する農業委員会（8）と機構地域コーディネーターとの連携強化に向けた定期的な意見交換と相互研修会への参加
 - ◆11月から今年新体制へ移行した農業委員会（11）を訪問し意見交換を実施

4 地域の実情に応じた事業推進

①地方推進本部が地域課題や対応方針を明確にして市町村における課題解決を支援

- ・水田以外の農地（畑地や草地等）における機構事業の活用の促進
- ・集落営農組織の法人化，個別経営体中心の農地集積など地域の実情に応じた担い手による事業の推進

→◆地域農業の明日を考えるシンポジウム 2018（11/13 開催）にて，農地集積後の農業経営の方向性等を提案

- ・都市近郊地域・農業地域等立地条件に応じた農地集積や機構事業の活用

5 中山間地域における推進

①遊休農地の発生防止と新規就農・参入の促進による地域農業の安定化

- ・機構関連農地整備事業や鳥獣被害防止対策支援事業等の活用による営農条件の改善

→◆七ヶ宿東部地区 A=19.2ha・西部地区 A=14.6ha：事業着手済み

 仙台市日向地区 A=16.6ha：来年度着手に向け対象農地を借受済み・土地改良法手続き中

- ・農地や水路等の地域資源の維持・保全活動等による遊休農地の発生防止
- ・新規参入者・企業等の相談窓口を活用した担い手の確保育成

農地中間管理事業 進行状況

宮城県農地中間管理機構

H31.03.14機構把握シート

No	市町村	H22耕地面積 (ha) A	機構借入(農用地利用集積計画)										機構貸付(農用地利用配分計画)											
			H30機構借入合計					機構借入累計(H26からの累計)					H30機構貸付合計					機構貸付累計(H26からの累計)						
			件数	面積 B (ha)	金納(千円)	使用料 (kg)	進捗率 (参考) B/A	件数	面積 Bt (ha)	金納(千円)	使用料 (kg)	進捗率 (参考) Bt/A	件数	面積 C (ha)	金納(千円)	使用料 (kg)	進捗率 (参考) C/A	件数	面積 Ct (ha)	金納(千円)	使用料 (kg)	進捗率 (参考) Ct/A		
1	白石市	3,550	4	3.3	100	703	0.1	2,224	0.2	8	7.3	108	2,224	0.2	5	3.3	100	703	0.1	9	7.3	108	2,224	0.2
2	角田市	4,720	321	149.8	6,463	6,549	3.2	89,339	9.9	867	469.5	8,556	89,339	9.9	388	184.2	7,617	9,254	3.9	924	493.6	9,671	89,602	10.5
3	蔵王町	2,400	0	0.0	0	0.0	0.0	5,831	1.3	46	32.4	797	5,831	1.3	10	6.5	0	1,505	0.3	44	32.4	797	5,861	1.4
4	七ヶ宿町	592	21	7.6	340	0	1.3	1,453	8.6	121	51.1	2,511	1,453	8.6	29	16.9	857	0	2.9	51	51.4	2,562	1,453	8.7
5	大河原町	611	4	2.1	0	1,247	0.3	8,683	2.5	30	15.1	111	8,683	2.5	5	2.3	0	1,368	0.4	29	15.1	111	8,683	2.5
6	村田町	1,650	12	5.7	104	1,245	0.3	10,650	2.2	82	37.1	544	10,650	2.2	13	7.4	104	1,925	0.5	35	38.8	544	11,330	2.4
7	柴田町	1,020	101	23.6	381	4,449	2.3	34,320	12.9	330	132.0	3,570	34,320	12.9	113	25.7	384	5,079	2.5	180	132.0	3,570	34,320	12.9
8	川崎町	1,990	2	3.4	0	990	0.2	10,626	1.9	36	38.1	164	10,626	1.9	2	3.4	0	990	0.2	35	38.1	164	10,626	1.9
9	丸森町	3,230	6	3.7	49	955	0.1	14,682	4.9	259	159.6	7,504	14,682	4.9	6	3.7	49	955	0.1	31	159.6	7,504	14,682	4.9
10	仙台市	5,830	191	121.7	13,131	0	2.1	72,415	11.0	1,055	640.8	72,415	0	11.0	55	133.6	14,329	0	2.3	721	532.5	60,247	0	9.1
11	塩竈市	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
12	名取市	2,460	48	25.1	1,352	0	1.0	18,722	14.1	471	345.8	18,722	0	14.1	63	76.4	4,155	0	3.1	185	344.6	18,655	0	14.0
13	多賀城市	358	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
14	岩沼市	1,290	292	165.2	11,387	0	12.8	48,359	60.3	1,009	778.3	48,359	0	60.3	229	186.1	12,720	0	14.4	507	779.7	48,644	0	60.4
15	亶理町	2,460	107	78.0	8,475	0	3.2	10,716	4.4	132	107.2	6,017	10,716	4.4	0	0.0	0	0	0.0	23	29.2	2,241	6,017	1.2
16	山元町	1,230	1	0.3	0	200	0.0	10,850	5.3	132	65.6	4,592	10,850	5.3	0	0.0	0	0	0.0	38	65.3	4,592	10,650	5.3
17	松島町	1,010	11	6.8	522	1,050	0.7	9,123	9.0	153	90.4	9,123	1,050	9.0	8	5.6	493	450	0.6	111	88.2	9,004	450	8.7
18	七ヶ宿町	119	8	2.2	105	0	1.9	4,348	75.4	251	89.8	4,348	0	75.4	2	2.2	105	0	1.9	197	89.8	4,348	0	75.4
19	利府町	461	0	0.0	0	0	0.0	117	0.4	3	1.6	117	0	0.4	0	0.0	0	0	0.0	3	1.6	117	0	0.4
20	大和町	2,520	3	2.4	40	1,470	0.1	10,574	4.7	97	117.5	10,574	6,102	4.7	3	3.8	40	2,070	0.1	28	117.5	10,574	6,102	4.7
21	大郷町	2,190	37	40.0	3,467	554	1.8	34,321	16.7	322	364.8	34,321	6,563	16.7	20	25.4	2,573	329	1.2	82	335.6	32,125	6,338	15.3
22	富谷市	717	3	3.5	0	1,096	0.5	205	2.2	11	15.6	205	5,206	2.2	3	3.5	0	1,096	0.5	10	15.6	205	5,206	2.2
23	大衡村	1,400	30	51.6	1,352	10,159	3.7	18,333	5.5	49	77.3	18,333	18,166	5.5	31	51.1	1,444	9,854	3.6	46	75.0	1,833	17,514	5.4
24	大崎市	19,000	157	124.4	14,690	7,844	0.7	136,258	5.3	996	1,003.2	136,258	25,203	5.3	145	154.1	19,267	7,724	0.8	574	976.9	132,785	24,903	5.1
25	色麻町	2,890	2	5.3	527	0	0.2	40,242	11.9	238	342.8	40,242	555	11.9	7	10.7	1,011	0	0.4	57	341.9	40,158	555	11.8
26	加美町	6,260	65	107.6	11,395	0	1.7	46,625	6.9	285	433.9	46,625	3,903	6.9	3	106.3	11,251	0	1.7	39	432.4	46,445	3,903	6.9
27	涌谷町	3,470	136	83.9	9,589	2,639	2.4	388.3	9.479	487	388.3	51,382	9,479	11.2	113	88.0	10,202	2,296	2.5	431	383.5	51,215	8,956	11.1
28	美里町	5,010	254	258.5	39,994	120	5.2	564.9	11.3	552	564.9	88,195	9,677	11.3	64	251.3	39,733	420	5.0	268	554.6	87,599	9,677	11.1
29	栗原市	18,500	99	123.1	7,353	26,787	0.7	869.6	4.7	818	869.6	47,926	235,094	4.7	124	159.1	7,626	40,864	0.9	712	865.8	47,300	235,607	4.7
30	登米市	18,400	271	264.6	37,550	0	1.4	171,362	6.8	1,354	1,245.7	171,362	22,127	6.8	305	317.9	45,853	0	1.7	1,213	1,210.4	166,778	22,127	6.6
31	石巻市	9,360	115	127.4	12,859	20,958	1.4	65,074	7.2	701	676.4	65,074	141,579	7.2	117	137.2	13,650	28,233	1.5	619	642.2	61,847	135,542	6.9
32	東松島市	2,510	80	36.3	3,532	3,205	1.4	504.0	20.1	707	504.0	44,363	52,445	20.1	155	81.0	8,400	3,989	3.2	498	506.0	44,851	51,095	20.2
33	女川町	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
34	気仙沼市	1,430	71	15.6	372	1,350	1.1	2,573	5.7	321	81.7	2,573	6,530	5.7	7	15.6	372	1,350	1.1	21	81.7	2,573	6,530	5.7
35	南三陸町	989	6	1.3	68	0	0.1	1,491	4.9	127	48.4	1,491	0	4.9	4	0.5	26	0	0.1	25	47.6	1,449	0	4.8
合計		129,655	2,458	1,843.9	185,196	93,570	1.4	12,050	7.6	2,029	9,795.9	934,599	738,954	7.6	2,029	2,062.9	202,361	120,464	1.6	7,746	9,486.0	900,616	729,953	7.3

* 累計では解約分を除いている

別記様式

平成30年度 第4回 農地中間管理事業借受希望募集取りまとめ結果 (H31,3,22)

No	管内区分	市町村名	区域 (募集の単位)	H30第3回まで		H30第4回		合計	
				申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)
1	大河原	白石市	白石	3	4.0			3	4.0
2			越河						
3			斎川	2	2.3			2	2.3
4			大平	8	12.2			8	12.2
5			大鷹沢	4	8.0			4	8.0
6			白川	3	8.0			3	8.0
7			福岡	6	15.5	1	3.0	7	18.5
8			深谷	2	3.2			2	3.2
9			小原						
			小計	28	53.2	1	3.0	29	56.2
10		角田市	市内全域	128	633.3	2	22.0	130	655.3
11		蔵王町	町内全域	38	173.5			38	173.5
12		七ヶ宿町	町内全域	40	91.9			40	91.9
13		大河原町	町内全域	13	132.1			13	132.1
14		村田町	村田	8	106.0			8	106.0
15			沼辺	10	90.0	-1	-10.0	9	80.0
16			菅生	2	15.0			2	15.0
			小計	20	211.0			19	201.0
17		柴田町	船岡・新田・上名生	12	29.0			12	29.0
18			中名生	9	58.5			9	58.5
19			下名生	10	53.0			10	53.0
20			槻木	19	38.8			19	38.8
21			四日市場	23	29.2			23	29.2
22			上川名	9	17.5			9	17.5
23			富沢	9	17.0			9	17.0
24			入間田	13	22.7			13	22.7
25			葉坂	10	60.5			10	60.5
26			成田	7	16.1			7	16.1
27			海老穴・小成田	7	15.3			7	15.3
28			船迫	11	31.7			11	31.7
		小計	139	389.3			139	389.3	
29	川崎町	町内全域	21	108.0	-1	-1.0	20	107.0	
30	丸森町	町内全域	32	263.4			32	263.4	
	小計	9	30	459	2,055.7	1	14.0	460	2,069.7
31	仙台	仙台市	市内全域	200	2,321.1	13	35.9	213	2,357.0
32		塩竈市	※農業振興地域整備計画無し						
33	仙台	名取市	増田	17	137.1	1	1.0	18	138.1
34			閉上	22	507.3			22	507.3
35			下増田	13	278.0			13	278.0
36			館腰	38	325.9	1	3.0	39	328.9
37			愛島	26	196.5			26	196.5
38			高館	11	106.0			11	106.0
			小計	127	1,550.8	2	4.0	129	1,554.8
39		多賀城市	市内全域	47	157.7			47	157.7
40		岩沼市	市内全域	66	1,218.0			66	1,218.0
41		亘理町	町内全域	84	752.7			84	752.7
42		山元町	町内全域	51	726.1	2	17.0	53	743.1
43		松島町	町内全域	38	252.3	2	3.0	40	255.3
44		七ヶ浜町	町内全域	11	116.3			11	116.3
45		利府町	町内全域	10	30.3			10	30.3
46	大和町	吉岡(旧町村)	4	25.0			4	25.0	
47		宮床・小野(旧町村)	6	85.5			6	85.5	
48		吉田(旧町村)	10	73.0			10	73.0	
49		鶴巢(旧町村)	16	99.9			16	99.9	
50		落合(旧町村)	13	141.0			13	141.0	
		小計	49	424.4			49	424.4	
51	大郷町	町内全域	49	435.2	2	40.0	51	475.2	
52	富谷市	市内全域	11	77.5			11	77.5	
53	大衡村	村内全域	17	110.3			17	110.3	
	小計	13	22	760	8,172.7	21	99.9	781	8,272.6

別記様式

平成30年度 第4回 農地中間管理事業借受希望募集取りまとめ結果(H31.3.22)

No	管内区分	市町村名	区域 (募集の単位)	H30第3回まで		H30第4回		合計		
				申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)	
54	北部	大崎市	古川	408	1,822.9	3	20.1	411	1,843.0	
55			松山	59	498.8	1	3.0	60	501.8	
56			三本木	72	337.3	1	3.0	73	340.3	
57			鹿島台	77	766.4	1	12.0	78	778.4	
58			岩出山	124	676.2			124	676.2	
59			鳴子温泉	33	106.9			33	106.9	
60			田尻	149	1,184.8	2	10.0	151	1,194.8	
			小計	922	5,393.3	8	48.1	930	5,441.4	
61			色麻町	町内全域	72	560.0	1	2.0	73	562.0
62			加美町	町内全域	61	1,057.2			61	1,057.2
63		涌谷町	町内全域	188	1,624.0	3	15.0	191	1,639.0	
64		美里町	小牛田	101	1,050.7			101	1,050.7	
65			南郷	159	1,234.2	2	7.0	161	1,241.2	
			小計	260	2,284.9	2	7.0	262	2,291.9	
		小計	5	12	1,503	10,919.4	14	72.1	1,517	10,991.5
66	北部栗原	栗原市	市内全域	406	3,439.3	6	118.4	412	3,557.7	
	小計	1	1	406	3,439.3	6	118.4	412	3,557.7	
67	東部登米	登米市	市内全域	603	4,003.3	11	176.1	614	4,179.4	
	小計	1	1	603	4,003.3	11	176.1	614	4,179.4	
68	東部	石巻市	石巻	51	558.6		26.0	51	584.6	
69			河北	79	919.6	1	29.0	80	948.6	
70			河南	187	1,500.2	2	56.0	189	1,556.2	
71			北上	8	317.5			8	317.5	
72			桃生	66	905.5	1	14.7	67	920.2	
73			牡鹿	2	120.0			2	120.0	
			小計	393	4,321.4	4	125.7	397	4,447.1	
74			東松島市	矢本	36	462.7		70.0	36	532.7
75				小松	44	482.5			44	482.5
76				大曲	25	517.5			25	517.5
77		赤井		56	498.6		35.0	56	533.6	
78		大塩・西福田		37	397.8		3.3	37	401.1	
79		宮戸・野蒜・大塚・東名		7	357.0			7	357.0	
80		小野・根古・高松・新田		14	253.0			14	253.0	
81		上下堤・川下・浅井		8	358.0		57.0	8	415.0	
82		牛網・浜市		12	320.0			12	320.0	
		小計	239	3,647.1		165.3	239	3,812.4		
83		女川町	※農業振興地域整備計画無し							
		小計	2	15	632	7,968.5	4	291.0	636	8,259.5
84	気仙沼	気仙沼市	市内全域	17	105.1			17	105.1	
85		南三陸町	町内全域	7	49.0			7	49.0	
	小計	2	2	24	154.1			24	154.1	
	合計	33	83	4,387	36,713.0	57	771.5	4,444	37,484.5	

※注意

「借受希望申込者数」については、複数の区域に応募している経営体があるため、のべ数である。

「借受希望者申込者数」の申込面積(ha)の合計と「借受希望者リスト」の全県の応募経営体数計(m)について、端数切り捨てにより誤差が生じている。

平成30年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況 (1/3)

【平成30年11月2日現在】

宮城県

市町村名	重点実施区域 又は モデル地区 (地区名)	モデル 地区	区域 (地区)内 農地面積 (ha)	重点実施区域は、都道府県の指標が定める 事業規模に基づき、当該地域の 人・農地プランの作成エリア等をベース に設定するようにしてください。			人・農地 プランへ 機種の活 用を位置 付けて いるか	期待される効果 〔期待される効果に○を記入(複数可)してください。 なお、主たる効果には◎を記入してください。〕					(参 考) 中山間 地域 (※6) 設定時期	
				うち機耕事業 実施(転賃) 面積(ha)	うち農地整備 事業の受益 面積(ha)	農地整備 事業名 (※5)		担い手への農地利用の 集積・集約化	耕作 放棄地 の解消	新規参入		その他		
										リタイアする 人から担い 手への集積 が中心	担い手等の 利用権の 交換が中心			新規 就農
角田市	稲置地区		101	50	101	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H27.10.15設定 H30.9.25変更
角田市	毛萱地区		80	40	80	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H27.10.15設定 H29.1.31変更
村田町	針生前地区	○	24	16	24	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						H26設定
柴田町	下名生地区 (しものみやう)	○	62	38	-		○	◎						H26設定
柴田町	中名生地区 (なかのみやう)	○	78	9	62	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						(重点)H29.3.21設定 (重点)H29.11.27設定(区域見直し) (モデル)H30.3.23設定
丸森町	鶴矢間地区		619	150	-		○	○	◎		○			H27.10.15設定
仙台市	岩切地区		243	3	31	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
仙台市	秋保地区		145	0	38	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
仙台市	日向地区	○	16	16	16	④農地中間管理機構関連農地整備事業	○	◎		○				(重点)H30.9.25設定 (モデル)H30.11.2設定
名取市	堀内志村地区		82	7	18	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
名取市	名取地区	○	646	75	646	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎						(重点)H28.9.20設定 (モデル)H29.10.28設定
岩沼市	岩沼東部地区	○	1,354	98	790	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎						(重点)H27.10.15設定、「H30.9.25」含む (モデル)H27.10.15設定
岩沼市	岩沼西部地区	○	188	123	188	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎					○ (農業者等の法人化)	(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
岩沼市	岩沼北部地区	○	98	64	98	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎					○ (農業者等の法人化)	(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
岩沼市	小川地区	○	115	58	115	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	○					○ (農業者等の法人化)	(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
亶理町	吉田東部2期地区	○	177	50	177	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	○	◎					(重点)H30.9.25設定 (モデル)H30.11.2設定
多賀城市	多賀城地区	○	366	252	252	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎		○				(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
山元町	山元東部地区	○	468	244	468	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎		○	○	◎		H26設定 ※7
山元町	山元北部地区	○	123	30	123	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎						(重点)H28.9.20設定 (モデル)H28.10.28設定
山元町	磯地区	○	40	40	40	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎						(重点)H28.9.20設定 (モデル)H28.10.28設定
松島町	手榴地区	○	171	25	171	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)	○	◎	○					(重点)H28.9.29設定 (モデル)H28.10.13設定
七ヶ浜町	七ヶ浜地区	○	122	98	119	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)	○	◎					○	H26設定 ※7
大和町	蓬合地区		391	59	391	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H29.1.31設定
富谷市	富谷南部		45	5	45	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H30.2.28設定
大崎市	小迫地区		26	14	26	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
大崎市	田尻地域通木地区	○	77	45	36	①農業競争力強化基盤整備事業	○	○					◎ (農業者等の法人化)	(重点)H27.10.15設定 (モデル)H27.10.15設定
大崎市	蕪栗沼地区	○	150	11	150	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
大崎市	下野目東部地区	○	179	24	179	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
大崎市	清水川北浦地区	○	178	12	178	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
美里町			344	22	344									
大崎市	鹿嶋沼地区	○	190	8	190	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
涌谷町			196	8	196									
色麻町	下高城地区	○	75	75	62	②農山漁村地域整備交付金農地整備事業		◎						H26設定 ※7 (重点)H30.9.25変更 (モデル)H30.11.2変更
加美町			12	12	11									
色麻町	月峰・清水地区		54	54	54	①農業競争力強化基盤整備事業		◎						H30.9.25設定
加美町			54	54	54			◎						
加美町	雷地区 (いかずち)	○	142	129	-		○		◎					H26設定 ※7
加美町	東原地区	○	49	32	49	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
小計	34地区	24地区	7,480	2,050	5,522	31地区	31地区							

平成30年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況 (2/3)

【平成30年11月2日現在】

宮城県

市町村名	重点実施区域 又は モデル地区 (地区名)	モデル 地区	区域 (地区)内 農地面積 (ha)	重点実施区域は、農道等農地の境を定める 事業類型に基づき、当該地域の 人・農地プランの作成エリア等をベース に設定するようになさる。			人・農地 プランへ 機種の活 用を位置 付けて いるか	期待される効果 〔期待される効果に○を記入(複数可)してください。 なお、主たる効果には◎を記入してください。〕					(参 考) 中山間 地域 (※6) 設定時期	
				うち機耕事業 実施(転貸) 面積(ha)	うち農地整備 事業の受益 面積(ha)	農地整備 事業名 (※5)		担い手への農地利用の 集積・集約化		耕作 放棄地 の解消	新規参入			その他
								リタイアする 人から担い 手への集積 が中心	担い手等の 利用権の 交換が中心		新規 就業	企業 参入		
涌谷町	猪岡畑台1地区		508	4	12	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.9.15設定
涌谷町	出来川芝岸下流		144	89	112	③農地耕作条件改善事業	○	○						H29.11.27設定
美里町	青生地区 (あおう)	○	211	119	211	①農家競争力強化基礎整備事業	○		◎					H26設定
美里町	青木川地区	○	182	19	182	④農地耕作条件改善事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
石巻市			49	5	49									
美里町	蛇沼向地区 (じゃまむかい)	○	211	21	211	④農地耕作条件改善事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
石巻市			9	1	9									
東松島市			70	9	70									
栗原市	下刈敷地区	○	75	62	-	③農地耕作条件改善事業	○	○	◎					H26設定
栗原市	上富地区 (かみとみ)	○	50	11	50	④農山漁村地域整備交付金農地整備事業	○	○	◎					H26設定
栗原市	福屋敷・袋地区	○	149	15	149	①農家競争力強化基礎整備事業	○	◎	○					(重点)H28.12.9設定 (モデル)H30.11.2設定
栗原市	藤田地区	○	52	5	52	①農家競争力強化基礎整備事業	○	◎	○					(重点)H28.12.9設定 (モデル)H30.11.2設定
栗原市	福田地区		59	6	59	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H28.12.9設定
栗原市	津久毛地区		379	38	379	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H28.12.9設定
栗原市	上沼地区	○	35	4	35	①農家競争力強化基礎整備事業	○	◎	○					(重点)H28.12.9設定 (モデル)H30.11.2設定
栗原市	迫第四地区	○	21	4	21	①農家競争力強化基礎整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
大崎市			98	14	98									
栗原市	沼田・八木地区	○	60	12	60	①農家競争力強化基礎整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
栗原市	東田地区	○	85	14	85	①農家競争力強化基礎整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
栗原市	大目地区	○	135	23	135	①農家競争力強化基礎整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
栗原市	宿の沢地区		417	42	417	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H30.9.25設定
登米市	中津山地区	○	62	50	-	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H26設定
登米市	飯島地区	○	204	22	204	④農山漁村地域整備交付金農地整備事業	○	◎	○					H26設定
登米市	辺川沿岸(5)地区		406	8	29	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
登米市	米岡地区		282	6	69	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定 H30.2.28変更(名称の変更)
登米市	豊里地区		1,054	22	37	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定 H30.2.28変更(名称の変更)
登米市	宝江地区		388	8	45	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H28.3.22設定 H30.2.28変更(区域の見直し等)
登米市	川前地区		10	10	10	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H28.3.22設定
登米市	浅水地区		300	24	300	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H29.11.27設定
登米市	蔦地区		427	43	427	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H30.9.25設定
石巻市	河南4期地区	○	105	70	105	④農山漁村地域整備交付金農地整備事業	○	◎						H26設定
石巻市	蛇田地区		183	3	33	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
石巻市	栞生町5期地区		117	3	98	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.9.15設定
石巻市	三輪田地区	○	113	73	113	④農山漁村地域整備交付金農地整備事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定 (モデル)H30.3.23設定
石巻市	大川地区	○	397	291	397	④農山漁村地域整備交付金農地整備事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
石巻市	大森・福地区		217	22	217	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H30.9.25設定
石巻市	深谷地区		327	218	327	③農地耕作条件改善事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定
東松島市			85	53	85									
石巻市	河南(4)地区		884	4	27	③農地耕作条件改善事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定
東松島市			75	3	10									
小計	34地区	17地区	8,564	1,447	4,898	32地区	33地区							

平成30年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況 (3/3)

【平成30年11月2日現在】

宮城県

市町村名	重点実施区域 又は モデル地区 (地区名)	モデル 地区	区域 (地区)内 農地面積 (ha)	重点実施区域は、都道府県の整備が定める 事業規模に基づき、当該地域の 人・農地プランの作成エリア等をベース に設定するようにしてください。			人・農地 プランへ 機種の活 用を位置 付けて いるか	期待される効果 〔期待される効果に○を記入(複数可)してください。 なお、主たる効果には◎を記入してください。〕					(参考) 中山間 地域 (※6) 設定時期	
				うち機構事業 実施(転貸) 面積(ha)	うち農地整備 事業の受益 面積(ha)	農地整備 事業名 (※6)		担い手への農地利用の 集積・集約化		耕作 放棄地 の解消	新規参入			その他
								リタイアする 人から担い 手への集積 が中心	担い手等の 利用権の 交換が中心		新規 就農	企業 参入		
東松島市	大曲地区	○	142	50	142	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎						H26設定
東松島市	野蒜地区		172	3	32	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
東松島市	西矢本地区	○	208	84	208	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎						(重点)H27.10.15設定 (モデル)H27.10.16設定
東松島市	小野地区		192	1	46	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.10.15設定
東松島市	西小松地区		140	87	140	③農地耕作条件改善事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定
東松島市	奥松島地区	○	141	108	141	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)	○	◎						(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
東松島市	東小松地区	○	150	107	150	④農村地域復興再生基盤総合整備事業	○	◎						(重点)H28.1.31設定 (モデル)H30.3.23設定
南三陸町	西戸川地区 (さいどがわ)	○	20	9	20	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎			○			H26設定
小計	8地区	5地区	1,165	428	879	8地区	8地区							
合計	76地区	46地区	17,209	3,926	11,289	71地区	72地区							

※1:本票は、農地中間管理機構が県(農地中間管理事業部局)と連携して作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第1項に基づき毎事業年度作成する事業計画に添付してください。

※2:同一市町村内で重点実施区域又はモデル地区を複数設定している場合は、区域又は地区毎に記入してください。

※3:農地中間管理機構は、農地中間管理事業及び農地整備事業(農地耕作条件改善事業を含む)を効率的・効果的に推進する観点から、都道府県の農地中間管理機構部局及び農地整備事業部局と調整を行い、管内の農地整備事業の採択申請地区について重点実施区域又はモデル地区に設定してください。

※4:重点実施区域又はモデル地区を新たに設定した場合は、その都度、追加記載してください。

※5:農地整備事業の名称については、連携する農地整備事業を①農業競争力強化基盤整備事業、②農業基盤整備促進事業、③農地耕作条件改善事業、④その他の事業、⑤農地中間管理機構関連農地整備事業の番号で記載してください。

※6:重点実施区域又はモデル地区が中山間地域に所在する場合は「○」を記載してください。(なお、農林統計に用いる地域区分(農業地域類型)による地域区分と一致させる必要はありません。)

※7:H27.9.15時点にて、「地区内農地面積」、「うち機構事業転貸面積」、「うち農地整備事業の受益面積」の数値を設定当初の値から一部変更している。

※8:H27.10.15指定の「岩沼東部地区」については、経営再開マスタープランに位置付け見込みである。

平成30年度 宮城県農地中間管理事業 地域コーディネーターの皆さん

The map shows the following coordinators and their locations:

- 中澤 和志** (登米市産業振興課) - 登米市
- 佐藤 吉彦** (登米市産業振興課) - 登米市
- 金子 信幸** (大崎市農林振興課) - 大崎市
- 佐々木 俊一** (大崎市農林振興課) - 大崎市
- 只野 公司** (南三陸町第2庁舎) - 南三陸町
- 櫻田 克嘉** (JAみどりの 涌谷営農センター) - 涌谷町
- 佐藤 勇記** (仙台地振事務所 農業振興部) - 仙台市
- 板橋 廣志** (亘理農業改良普及センター) - 亘理町
- 門間 満信** (石巻市 河南総合支所) - 石巻市
- 佐藤 憲善** (石巻市 河南総合支所) - 石巻市
- 大槻 久男** (大河原地振事務所 農業振興部) - 大河原町
- 佐久間 吉光** (大河原地振事務所 農業振興部) - 大河原町
- 河村 亨** (大河原地振事務所 農業振興部) - 大河原町

平成30年 10月1日現在
宮城県農地中間管理機構
((公社) みやぎ農業振興公社)
※名前の中のカッコ内は、駐在場所。

平成30年度農地中間管理事業業務委託先一覧表

単位:円

業務委託先名	H30契約金額	契約日	備考	業務委託先名	H30契約金額	契約日	備考
<市町村>				<市町村公社>			
白石市	200,000	平成30年5月17日		角田市農業振興公社	1,867,000	平成30年4月2日	
角田市	0	-	農業振興公社で契約	市町村公社小計(1)	1,867,000		
蔵王町	350,000	平成30年4月2日					
七ヶ宿町	440,000	平成30年4月2日		< JA >			
大河原町	0	平成30年4月2日		仙台農業協同組合	10,000,000	平成30年4月2日	
村田町	500,000	平成30年4月2日		みやぎ亘理農業協同組合	0	-	
柴田町	400,000	平成30年4月2日		岩沼市農業協同組合	615,000	平成30年4月2日	
川崎町	275,000	平成30年4月2日		名取岩沼農業協同組合	10,000,000	平成30年4月2日	
丸森町	559,000	平成30年4月2日		あさひな農業協同組合	400,000	平成30年4月2日	
仙台市	3,797,000	平成30年5月21日		みやぎ仙南農業協同組合	121,000	平成30年4月2日	
名取市	845,000	平成30年4月2日		古川農業協同組合	7,171,000	平成30年4月2日	
多賀城市	100,000	平成30年4月2日		加美よつば農業協同組合	2,012,000	平成30年4月2日	
岩沼市	500,000	平成30年4月2日		いわでやま農業協同組合	1,108,000	平成30年4月2日	
亘理町	0	平成30年4月2日		みどりの農業協同組合	883,000	平成30年4月2日	
山元町	200,000	平成30年4月2日		栗っこ農業協同組合	1,000,000	平成30年4月2日	
松島町	300,000	平成30年4月2日		みやぎ登米農業協同組合	8,426,000	平成30年4月2日	
七ヶ浜町	0	平成30年4月2日		南三陸農業協同組合	1,320,000	平成30年4月2日	
利府町	0	平成30年4月2日		いしのまき農業協同組合	6,543,000	平成30年4月2日	
大和町	224,000	平成30年4月2日		JA 小計(13)	49,599,000		
大郷町	1,000,000	平成30年4月2日					
富谷町	50,000	平成30年4月2日					
大衡村	171,000	平成30年4月2日					
大崎市	2,040,000	平成30年4月2日					
加美町	300,000	平成30年4月2日					
色麻町	300,000	平成30年4月2日					
涌谷町	320,000	平成30年4月2日					
美里町	1,681,000	平成30年4月2日					
栗原市	1,500,000	平成30年4月2日					
登米市	5,218,000	平成30年4月2日					
石巻市	128,000	平成30年4月2日					
東松島市	277,000	平成30年4月2日					
気仙沼市	1,066,000	平成30年4月2日					
南三陸町	300,000	平成30年4月2日					
市町村小計(32)	23,041,000			合計(46)	74,507,000		

平成30年度 市町村・JA等 業務委託分担表

市町村・JA等	ア相談窓口・情報発信 説明会等の開催等	イ出し手の掘り 起こし	ウ当該地域の 権限等	エ出し手の交渉	オ契約締結事務等	カ借受農地データ ベース入力	キ受け手希望者 との交渉	ク農用地利用配分 計画(案)の作成・意見	ケ貸付農地データ ベース入力	コ受け手の農用 地利用状況報告	サその他	備考
角田市 農業振興公社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
白石市	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	
蔵王町	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	
七ヶ宿町	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	
大河原町	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	
村田町	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	
柴田町	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	
川崎町	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	
丸森町	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	
みやぎ仙南農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	
仙台市	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
多賀城市	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
松島町	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
七ヶ浜町	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
利府町	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
仙台農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
亶理町	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
山元町	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
みやぎ亶理農業協同組合	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
名取市	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
岩沼市	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
名取岩沼農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
岩沼市農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
大和町	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大郷町	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
富谷町	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大衡村	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
あさひな農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
大崎市	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
古川農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
いわでやま農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
みどりの農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
加美町	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
色麻町	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
加美よつば農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
涌谷町	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
美里町	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
みどりの農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
栗原市	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
栗つこ農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
登米市	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
みやぎ登米農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
南三陸農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
石巻市	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東松島市	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
いしのまき農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
気仙沼市	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
南三陸町	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
南三陸農業協同組合	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	

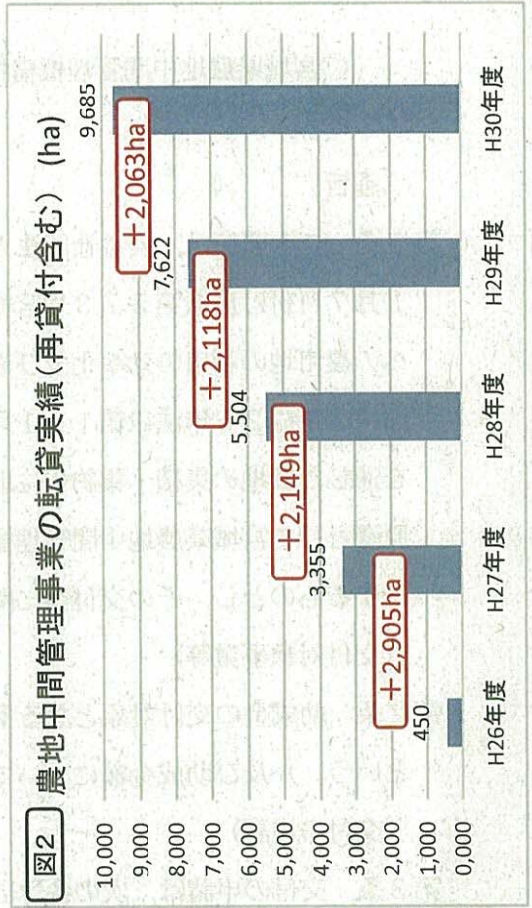
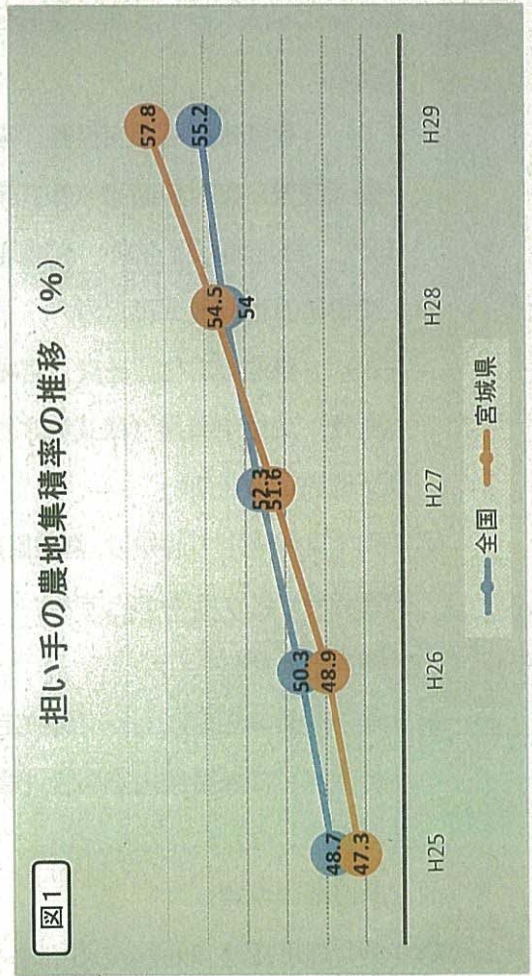
宮城県における農地集積の状況

平成31年3月26日
宮城県農地中間管理機構

○宮城県の集積率は全国を下回っていたが、平成28年度に全国を上回る成果が得られた。(図1参照)
 ・全国の傾向と同様に平成26年度以降、担い手の利用集積面積は増加。
 ・宮城県における農地中間管理事業については、平成27年度は顕著に増加したが、28年度、29年度、30年度は鈍化傾向となった。
 しかし、4年連続で2,000haを確保。(図2参照)
 ・震災復興に伴う沿岸部での農業再編に、農地中間管理事業がよく活用された。

○今後は

- ①農地中間管理事業の推進に関する法律施行5年後見直しへの適切な対応
 - ②「人・農地プラン」の実質化に向けた一体的推進
 - ③農地の集約化の促進
 - ④農地整備事業との連携強化
 - ⑤市町村・農業委員会との連携強化
- 等を重点に、農地の集積・集約化を推進していく



○宮城県農地中間管理機構担い手集積支援事業実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（平成29年12月7日付け農振第573号宮城県農林水産部長変更認可通知。）第1条に基づき、担い手への農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）で規定する農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じた農地の集積・集約化に取り組む地域・個人に対し、農地賃貸借に係る手数料収益を原資として宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この要領の定めるところによる。

（交付対象事業等）

第2条 助成金の交付対象となる事業、事業の内容、助成金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）及び助成金額については、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第3条 交付の申請は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める交付申請書を公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- （1） 地域集積活動支援費 宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金（地域集積活動支援費）交付申請書（様式第1号）
- （2） 農地集積促進費 宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金（農地集積促進費）交付申請書（様式第2号）
- （3） 農地集約化促進費 宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金（農地集約化促進費）交付申請書（様式第3号）

（交付決定の通知）

第4条 交付決定の通知は、宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（助成金の交付）

第5条 前条の規定による交付決定通知を受けた交付対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金交付請求書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第6条 理事長は、助成金の交付を受けた者が、交付申請時に誓約した内容に違反した場合は、

助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 理事長は、前項の規定により、助成金の交付の決定を取り消したときは、交付対象者に対し、期限を定めて、既に交付した助成金の返還を命じるものとする。

(報告及び検査)

第7条 理事長は、事業の適切な実施状況及び事業の効果を確認するため、交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入検査を行うことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交付対象事業	事業の内容	交付対象者	交付金額
地域集積活動支援費	人・農地プランや重点実施区域等における地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用を支援（会場借上費・資料印刷費等）	当該交付金に係る関係者等の協議により当該交付金を申請することを認められた者	①会議会場借上費 ②会議資料印刷費 ③会議お茶代 ④その他費用 最大10,000円/会議
農地集積促進費	機構から転貸された農地 ^{注1)} について、促進費を交付。	機構から農地を転貸された者	100,000円/1戸
農地集約化促進費	機構から一度転貸された農地について、地域や担い手等の話し合いにより、他の機構転貸農地と農地シャッフ ^{注2)} ル ^{注2)} することで集約化された場合、促進費を交付。	農地シャッフにより、機構に農地を貸し付け機構から農地を転貸された者	2,000円/10a ※) 受取額上限は1戸当たり10万円。

※注1「転貸された農地」とは

毎年1月1日から12月31日までに、機構から転貸された農地(平場地域は5ha以上、中山間地域は2ha以上が対象)

※注2「農地シャッフル」とは

機構が担い手に転貸した農地を中間保有機能を活かした再配分交換により、農地集約化による効率的な担い手経営を支援する農地集積手法。具体的には、一定の地域を単位として、話し合いにより担い手等の意向を踏まえ、担い手同士(非担い手含む)の耕作地の交換により集約化を図る。機構が中間管理権を取得した農地(ストック)が多い程、効率的な集約化が可能となるが、賃料調整等関係農家の合意形成がポイントとなる。

宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金(地域集積活動支援費)交付申請書

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長

宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金(地域集積活動支援費)の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、地域における助成金の使途に係る話し合い等の結果に基づき申請したこと及び虚偽や違反があった場合には支援金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				申請印
	団体名 (代表者氏名)				㊟
	住所	(〒 —)			
		都道府県	市区町村		
電話	— —	FAX	— —		

(1) 交付対象地域

人・農地プランの地域(集落)名

(2) 申請内容:活動実績(地域集積活動支援費の額)

会議会場借上費 (A)	会議資料印刷費 (B)	会議お茶代 (C)	(D)	(E)	計 (A)+(B)+(C)+(D) +(E)
円	円	円	円	円	円

※ ()欄は、その他必要な費用を記入してください。

※ 各欄の金額は、円単位で記入してください。

(3) 交付申請金額

交付申請金額	円
--------	---

※ 上限10,000円

(4) 交付申請金額に係る添付資料

- ① 費用を証する書類(領収書の写し等)
- ② 公社理事長への申請者が明記された、地域における話し合い活動の議事録、次第、資料等
- ③ その他公社理事長が必要と認めた書類

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金(農地集積促進費)交付申請書

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長

宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金(農地集積促進費)の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと及び虚偽や違反があった場合には促進費を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日	
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名					㊟
	住所	(〒 —)				
		都道府県				市区町村
電話	— —	FAX	— —			

(1) 交付申請面積および交付申請金額

所在	地番	地目	面積
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
交付申請面積(合計面積)			a

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として添付してください。
- ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²以下は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額	円
--------	---

※ 上限 100,000円

(2) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金 (農地集約化促進費) 交付申請書

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長

宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金 (農地集約化促進費) の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと及び虚偽や違反があった場合には促進費を返還することを誓約します。

		申請年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名					㊟
	住所	(〒 —)				市区町村
		都道府県				
電話	—	—	FAX	—	—	

(1) 交付申請面積および交付申請金額

既存機構借受地 (機構に出す農地)				集約化対象農地 (新たに機構から受ける農地)			
所在	地番	地目	面積	所在	地番	地目	面積
			m ²				m ²
			m ²				m ²
			m ²				m ²
			m ²				m ²
			m ²				m ²
			m ²				m ²
			m ²				m ²
交付申請面積 (合計面積)			a	合計			a

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として添付してください。
- ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²以下は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積 (合計面積) はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 対象農地の平面図を添付してください。

交付申請金額	円	[交付単価 : 2,000円 / 10a]
--------	---	-------------------------

※ 上限 100,000円

(2) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

様式第4号(第4条関係)

み農公振第 ○○○○号

平成31年 ○月 ○日

○○市町村○○番地

○○○○ 殿

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人みやぎ農業振興公社

理事長

宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金（ ） 交付決定通知書

年 月 日付け第 号で交付申請のあった 年度宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金（ ）に対し、宮城県農地中間管理機構担い手集積支援事業実施要領規則第4条の規定により、○○○○○○円を交付することに決定したので通知します。

年 月 日

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長

住所又は所在地

氏名又は名称及び
代表者氏名



宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金（ ） 交付請求書

年 月 日付けみ農公振第 号で交付決定の通知があった 年度
宮城県農地中間管理機構担い手集積支援助成金（ ）を下記のとおり請求
します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先金融機関

銀行・農協・信金				本店 支店			
普通・当座	口座番号						
フリガナ							
口座名義人							

平成31年度事業執行計画管理調書（正味財産増減計算書）

(様式1-2号)

正味財産増減計算書					
※数値下線は対左値よりも収益減または費用増：マイナス要因					
科目	前年 2月見込	当年 当初計画	当年 9月見込	当年 2月見込	備考
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	0	0	0	0	
特定資産運用益	0	0	0	0	
事業収益(中間管理機構事業収益)	832,645,000	1,478,096,000	0	0	
① 中間管理事業用地貸付料収益	814,461,000	1,451,961,000			
② 手数料収益	18,184,000	26,135,000			
受取補助金	188,847,000	211,400,000	0	0	
① 国庫					
② 地方公共団体	188,847,000	211,400,000			
③ その他					
雑収益				0	
経常収益計	1,021,492,000	1,689,496,000	0	0	
(2) 経常費用					
事業費	814,461,000	1,456,961,000	0	0	
① 中間管理事業支払小作料	814,461,000	1,451,961,000			
② 農地等管理事業支払小作料	0	0			
③ 農地等管理事業用地保全費	0	0			
④ 担い手促進費(手数料収益)	0	5,000,000			
人件費	58,898,000	70,634,000	0	0	
① 給料手当	21,324,000	18,770,000			
② 臨時雇賃金	29,141,000	44,114,000			
③ 退職給付費用	2,708,000	1,736,000			
④ 法定福利費	5,725,000	5,744,000			
⑤ 福利厚生費	0	270,000			
材料費					
生産経費					
給付金					
助成金					
旅費交通費	6,076,000	6,076,000			
事務費	10,026,000	21,627,000			
租税負担金	59,000	59,000			
施設費	6,597,000	4,334,000			
委託費	86,170,000	103,517,000			
報償費	150,000	150,000			
車輛費	179,000	179,000			
支払利息					
補償費					
減価償却費					
引当金繰入	28,079,000	14,471,000			
貸倒損失					
雑費					
管理費配付額	10,797,000	11,488,000	0	0	
人件費	5,730,000	6,488,000	0	0	
① 報酬	3,061,000	3,005,000			
② 給料手当	1,189,000	1,784,000			
③ 臨時雇賃金	692,000	938,000			
④ 退職給付費用	0	0			
⑤ 法定福利費	788,000	761,000			
⑥ 福利厚生費	0	0			
事務費等	5,067,000	5,000,000			
経常費用計	1,021,492,000	1,689,496,000	0	0	
当期経常増減額	0	0	0	0	

H31担い手集積支援金(担い手促進費)の支出内訳
 予算:5,000,000円

- ①地域活動支援費 ⇒50件*10,000円 = 500,000円
- ②農地集積促進費 ⇒35件*100,000円/戸 = 3,500,000円
- ③農地集約化促進費 ⇒ 50ha*2,000円/10a = 1,000,000円

H31年度宮城県農地中間管理機構担い手集積支援事業実施スケジュール(案)

※時期はあくまでも予定であり、その後の情勢により変更する可能性があります。

		H31年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p>農業要員交付金のL・R業務</p> <p>農業者等(担い手)への募集(方向性) 【業務】</p> <p>市町村等へ通知、地域(担い手)への募集(内容) 【業務】</p> <p>募集・審査・要員の作成・届出・取りまとめ 【募集→市町村→地域→担い手→集積】</p> <p>募集要項に基づく交付金(地域)・担い手の選定 ※優先順位等に該当 【業務】</p> <p>対象地域・担い手の決定 【業務】</p> <p>※追加募集期間</p> <p>※対象地域・担い手決定(最終) (集積→市町村→地域→担い手)</p>	<p>募集要項の決定 【業務】</p>	↔													
	<p>実施要項等(募集)・募集(方向性) 【業務】</p>	↔													
	<p>市町村等へ通知、地域(担い手)への募集(内容) 【業務】</p>		↔												
	<p>募集・審査・要員の作成・届出・取りまとめ 【募集→市町村→地域→担い手→集積】</p>			↔											
	<p>募集要項に基づく交付金(地域)・担い手の選定 ※優先順位等に該当 【業務】</p>				↔										
	<p>対象地域・担い手の決定 【業務】</p>					↔									
	<p>※追加募集期間</p>						↔								
	<p>※対象地域・担い手決定(最終) (集積→市町村→地域→担い手)</p>							↔							
	<p>要員申請(地域)・担い手→市町村(集積)→集積</p>	地域タイプ	内訳												
	<p>要員申請(地域)・担い手→市町村(集積)→地域→集積</p>	担い手タイプ	内訳												
<p>交付金申請(地域)・担い手→市町村(集積)</p>	地域タイプ	内訳													
<p>交付金申請(地域)・担い手→市町村(集積)</p>	担い手タイプ	内訳													
<p>交付決定(集積→地域)・担い手→市町村(集積)</p>	地域タイプ	内訳													
<p>交付決定(集積→地域)・担い手→市町村(集積)</p>	担い手タイプ	内訳													
<p>支払いはじめ(地域)・担い手→集積</p>	地域タイプ	内訳													
<p>支払いはじめ(集積→地域)・担い手</p>	担い手タイプ	内訳													
	地域タイプ	内訳													
	担い手タイプ	内訳													

※集積り集積

農地中間管理事業に係る手数料の取り扱いについて

平成30年11月13日
(公社)みやぎ農業振興公社

1 手数料徴収の経緯等

- ・当公社の農地保有合理化事業による貸借には、制度当初手数料はありませんでした。
- ・JAによる合理化事業・円滑化事業開始後に、事業の統一性から手数料徴収依頼がなされ実施しました。
- ・H26農地中間管理事業開始の翌H27から、合理化事業の延長で手数料徴収を行いました。
- ・近年では、手数料徴収をしていなかった他県の機構においても機構財務基盤強化のため手数料徴収の実施や検討をしています。
※参考：他県の手数料徴収状況⇒東北6県のうち5県が徴収（1県徴収検討）

2 手数料徴収根拠

- ・農地中間管理事業等実施細則（H26年6月5日施行）に基づき、借賃（農地所有者、農地耕作者双方対象）の1%を調査・手続き・管理等に要する経費の一部として使用するため徴収することと規定しています。

3 手数料徴収の現状と今後の考え方（使途）

- ・賃借料に対して1%の手数料を毎年機構に収めていただくこととなります。
（例示：賃借料10,000円の場合は100円となります。）
- ・物納案件については、地域毎に近傍類似の賃借料（標準賃借料）を基に金銭換算し、算定します。
- ・農地所有者へは、賃借料から手数料を差し引いた額を指定口座へ振込ます。
- ・農地耕作者からは、手数料を賃借料に上乗せした額を指定口座から引落します。

<手数料徴収の基本的な考え>

- ①事業活用者全てにおいて応分の負担が必要。
→ ただし、サービスの実費を頂いているものではありません。
- ②事業活用者に継続的サービスを提供できる農地中間管理機構の経営基盤づくりが必要。（行政機関サービスでも必要に応じて手数料徴収はあります。）
→ 非補助経費を事業活用者以外（行政等）から支援あれば不要です。

※徴収した手数料は、機構事業を推進するための地域や担い手農業者への支援、国の補助対象とならない経費等に活用されます。



◎手数料の具体的使途（平成31年度より適用） ※ H31 全体予算：1,800万円

（H30 徴収実績見込み額）

- (1) 農地中間管理事業推進に資するための公社単独事業費（H31 予算：500万円）
 - ①農地中間管理事業推進のための地域活動支援事業
 - イ) 重点実施区域等における地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用（資料印刷費・会場費等）の定額補助
 - ロ) 新規集積促進費及び集約化促進費の交付
 - ②農地中間管理事業推進のための理事長特認事業
- (2) 農地中間管理事業に係る未収借賃に係る一時立替等（H31 予算：300万円）
 - ・受け手の不測の事態における出し手への支払いの影響を最小限にするため、支払いの円滑化を図ります。
- (3) 農地中間管理事業に係る補助対象外経費（H31 予算：1,000万円）
 - ・現在、補助金で賄えない機構職員人件費等に充当しています。今後も継続。

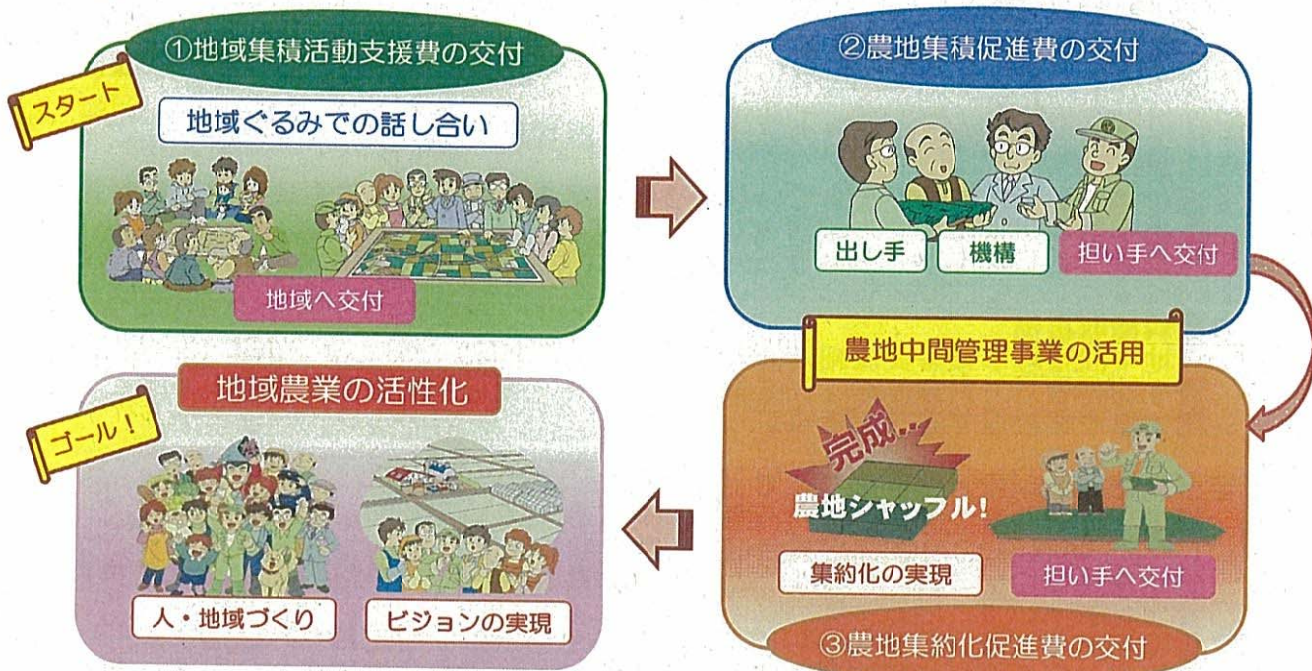


以上の内容をご理解いただき、今後とも事業推進において、ご支援・ご協力よろしくお願い申し上げます。



農地中間管理事業

「担い手集積支援事業」の概要について
～農地中間管理事業に係る手数料収益で担い手等を支援！～



(公社) みやぎ農業振興公社 / 宮城県農地中間管理機構

—表紙—

(公社) みやぎ農業振興公社

(1) 農地中間管理事業の概要

「農地中間管理事業で
農地の貸借を応援！」

農地の貸し借り 声かけ運動 実施中!



宮城県農地集積バンク(市町村・農業委員会・JA・県・機構)は、農地の貸し借りにおける「声かけ運動」を実施しています。事業を活用していただいた方々の声(メリット等)を地域の方々へお伝えし、きっかけづくりになればと考えています。地域のみなさんも一緒に「声かけ」し、よりよい土地利用を進めませんか!

事業活用者の声

Aさん
受付窓口である農業委員会・JAの説明が分かりやすかった。手続きも簡単で、時間もおかずに済んだ。
機構に貸した後、安心して任せられる担い手に調整してもらえた。

Bさん
短期間には経営に投資資金をいただくことで今年の収入に充てられ大変助かった。長期的に考えると今後の米価変動による農業所得の推測が難しいのに対し、10年間の貸付による所得が安定していて安心である。

借りたい手Aさん
富農計画どおり規模拡大ができた。出し手とのマッチングも、希望どおりにスムーズに進めてもらえた。今度も地域の担い手としてがんばりたい。

担い手法人代表Bさん
農地の集約化が図れたことが一番大きい。農業借勢は変わらず欲しいが、今後この事業を活用し、農業経営の規模拡大を図りたい。

事業の流れ(事務手続き等)



農地中間管理事業の活用条件と主な手続き...



お問い合わせ・ご相談は... 地元市町村・農業委員会・JA・(公社)みやぎ農業振興公社(TEL 022-275-9192)へ

みやぎ農業振興公社 検索

(2) 賃借料手数料徴収の経緯等

① 徴収経緯

- ・ J Aによる合理化事業・円滑化事業開始後に、事業の統一性から手数料徴収依頼がなされ実施しました。（現在に至ります。）

② 徴収額

- ・ 賃借料に対して1%の手数料を毎年機構に収めていただくこととなります。（例示：賃借料10,000円の場合は100円となります。）
- ・ 物納案件については、地域毎に近傍類似の賃借料（標準賃借料）を基に金銭換算し、算定します。



③ 徴収方法

- ・ 農地所有者へは、賃借料から手数料を差し引いた額を指定口座へ振込ます。
- ・ 農地耕作者からは手数料を賃借料に上乗せした額を指定口座から引落します。

※徴収した手数料は、機構事業を推進するための地域や担い手農業者への支援、国の補助対象とならない経費等に活用されます。

(3) 賃借料手数料用途の3つのポイント

ポイント① 担い手・地域等へ還元

平成31年度新規

1. 農地中間管理事業推進に資する公社単独事業費

① 担い手集積支援事業（担い手集積支援助成金）

※1 農地の集積・集約化に係る地域集積活動支援金の交付

※2 農地集積促進費及び農地集約化促進費の交付

② 理事長特認事業

ポイント② 円滑な精算事務への対応

継続

2. 農地中間管理事業に係る未収借賃に係る一時立替 （受け手の不測の事態における出し手への支払いの影響を軽減）

ポイント③ 機構運営費への一部充当

継続

3. 農地中間管理事業に係る補助対象外経費への充当 （補助金で賄えない機構職員人件費等に充当）

(4) 担い手集積支援事業の概要

1. 平成31年度担い手集積支援助成金について(1)

人・農地プラン等の作成エリア内において、地域ぐるみでの担い手等への農地集積・集約化に係る会議費用を支援

まずは、
話し合いから
スタート!

① 地域集積活動支援費

- 1) 会議会場借上費
- 2) 会議資料印刷費
- 3) 会議お茶代
- 4) その他費用

最大10,000円/会議

地域代表者等
少人数の場合
も対象



地域ぐるみでの話し合い

※会議とは、俗に言う座談会、説明会等をさします。

1. 平成31年度担い手集積支援助成金について(2)

話し合いを
繰り返す
ことで!

機構から転貸された農地について
担い手へ

② 農地集積促進費 10万円/1戸 (※1)

(※1) 毎年1月1日から12月31日までに
機構から転貸された農地。

- 平場地域は5ha以上が対象
- 中山間地域は2ha以上が対象



出し手 機構 担い手
市町村・JA等の協力

機構から一度転貸された農地について、農地シャッフルにより集約化につながった場合、担い手へ

③ 農地集約化促進費 2千円/10a (※1)

(※1) 受取額上限は1戸当たり10万円。



農地シャッフル!

集約化の実現

担い手の育成

※以上の助成金は、同年度に②と③の両方を申請することはできません。ただし、①と②又は①と③の両方について申請することは可能です。

**平成31年度
農地中間管理事業計画について**

農地中間管理事業 平成31年度事業計画書

農地中間管理事業

事業主体(農地中間管理機構)として、市町村等関係機関の協力を頂き農用地等を借入れ、農地中間管理権を取得し農地の中間管理を行い、必要な場合は基盤整備等の条件整備を併せて行い、公募により農地の借受を希望した者に農地の集積・集約化が図れるよう再配分(貸付け)を実施する。

[農地中間管理事業計画]

単位:件、ha、千円

区 分	実 施 計 画				
	件数	面積	借賃	管理費	工事費
借 入	8,500	4,250	637,500	—	—
うち転貸(転貸借入込)	4,250	4,250	637,500	—	—
うち管理	—	—	—	—	—
うち条件整備	—	—	—	—	—

※「農地中間管理権」とは、農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、農地中間管理機構(公社)が取得する「賃借権または使用貸借による権利」等と定義されています。

(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項)。

○平成31年度 農地中間管理事業 正味財産増減予算書(P/L)

公益社団法人みやぎ農業振興公社

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(単位:円)

	公1-1-2		合計額
	農地中間管理	農地共通	
	(1)	(2)	(1)+(2)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常収益			
① 事業収益	1,478,096,000	0	1,478,096,000
1) 農地集積事業収益	1,478,096,000	0	1,478,096,000
ア、農地中間管理事業収益	1,478,096,000	0	1,478,096,000
a. 農地中間管理事業用地貸付料収益	1,451,961,000	0	1,451,961,000
b. 農地中間管理事業収益	26,135,000	0	26,135,000
② 受取補助金	211,400,000	0	211,400,000
1) 受取国庫補助金	0	0	0
ア、受取国庫補助金	0	0	0
2) 受取地方公共団体補助金	211,400,000	0	211,400,000
ア、宮城県補助金	211,400,000	0	211,400,000
a. 受取借受農地等管理事業補助金	0	0	0
b. 受取農地中間管理事業業務補助金	211,400,000	0	211,400,000
A 経常収益計 (①~②)	1,689,496,000	0	1,689,496,000
2. 経常費用	1,672,500,000	16,996,000	1,689,496,000
① 事業費	1,456,961,000	0	1,456,961,000
1) 農地集積事業	1,456,961,000	0	1,456,961,000
ア、農地中間管理事業	1,456,961,000	0	1,456,961,000
a. 農地中間管理事業支払小作料	1,451,961,000	0	1,451,961,000
b. 払い手促進費(手数料収益)	5,000,000	0	5,000,000
イ、借受農地等管理事業	0	0	0
a. 借受農地等管理事業支払小作料	0	0	0
b. 借受農地等管理事業保全管理費	0	0	0
2) 人件費	75,457,000	5,773,000	81,230,000
ア、役員報酬	3,421,000	0	3,421,000
イ、給料手当	27,426,000	2,388,000	29,814,000
ウ、臨時雇賃金	37,886,000	467,000	38,353,000
エ、退職給付費用	0	1,781,000	1,781,000
オ、法定福利費	6,724,000	867,000	7,591,000
カ、福利厚生費	0	270,000	270,000
3) 旅費交通費	6,076,000	0	6,076,000
ア、旅費交通費	6,076,000	0	6,076,000
4) 事務費	21,673,000	0	21,673,000
ア、消耗品費	1,809,000	0	1,809,000
イ、通信運搬費	1,442,000	0	1,442,000
ウ、印刷製本費	1,663,000	0	1,663,000
エ、広告宣伝費	2,855,000	0	2,855,000
オ、支払手数料	13,891,000	0	13,891,000
カ、その他	13,000	0	13,000
5) 租税負担金	3,902,000	0	3,902,000
ア、公租公課	3,867,000	0	3,867,000
イ、負担金	35,000	0	35,000
6) 施設費	4,566,000	0	4,566,000
ア、賃借料	1,024,000	0	1,024,000
イ、修繕費	0	0	0
ウ、保険料	0	0	0
エ、水道光熱費	187,000	0	187,000
オ、機械借上費	3,344,000	0	3,344,000
カ、その他	11,000	0	11,000
7) 委託費	103,536,000	0	103,536,000
ア、委託費	103,536,000	0	103,536,000
8) 報償費	150,000	0	150,000
ア、謝金	150,000	0	150,000
9) 車両費	179,000	0	179,000
ア、車両費	179,000	0	179,000
10) その他引当金繰入	0	11,223,000	11,223,000
B 経常費用計 (①)	1,672,500,000	16,996,000	1,689,496,000
3. 経常収益(A-B)	16,996,000	△ 16,996,000	0
4. 経常外収益	0	0	0
C 経常収益計	0	0	0
5. 経常外費用	0	0	0
D 経常外費用計	0	0	0
6. 経常外収益(C-D)	0	0	0
7. 他会計振替額	0	0	0
8. 当期一般正味財産増減額 3+6+7	16,996,000	△ 16,996,000	0
9. 一般正味財産期首残高	0	0	0
10. 一般正味財産期末残高 8+9	16,996,000	△ 16,996,000	0
II 指定正味財産増減の部			
11. 当期指定正味財産増減額	0	0	0
12. 当期指定正味財産増減額	0	0	0
13. 指定正味財産期首残高	0	0	0
14. 指定正味財産期末残高 12+13	0	0	0
III 基金増減の部			
15. 当期基金増減額	0	0	0
16. 基金期首残高	0	0	0
17. 基金期末残高 15+16	0	0	0
IV 正味財産期末残高			
18. 正味財産期末残高 10+14+17	16,996,000	△ 16,996,000	0

事業実施年度	平成 31 年度
事業実施主体	公益社団法人 みやぎ農業振興公社

平成31年度農地中間管理機構事業実施計画

1 事業費内訳

(単位:円)

区 分	事業費	国 費
賃 料	0	0
保安全管理経費	0	0
農地中間管理機構運営事業費	211,400,000	147,969,000
うち委託費	90,734,000	63,513,000
合 計	211,400,000	147,969,000

2 借受・転貸予定農地

(1)単年度活動分

(単位:件、ha、千円)

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受 (当年度分)	8,500	4,250	637,500							8,500	4,250	637,500
うち転貸	3,613	3,613	541,950							3,613	3,613	541,950
うち管理										0	0	0
過年度借受 (未転貸分)	637	637	95,550							637	637	95,550
うち転貸	637	637	95,550							637	637	95,550
うち管理										0	0	0
返 還										0	0	0
うち再度転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
解 除										0	0	0

※ 「返還」とは、機構と受け手との関係、「解除」とは出し手と機構との関係です。

「うち転貸」には、「うち再度転貸」の面積は含みません。

借受の「うち管理」の面積には、返還の「うち管理」の面積は含みません。

「うち管理」には、条件整備中のもも含まれます。支援法人から資金を借りて条件整備を実施する場合には、農地売買支援事業実施要領第12の1に定める参考様式1を作成して都道府県知事の承認を受ける必要があります。

「うち転貸」の欄の件数、賃料については、上段に機構の借受、下段に機構の貸付に係る事項を記載してください。

(2)

ア 累計(前年度末)

(単位:件、ha、千円)

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受	18,092	12,202	1,386,903							18,092	12,202	1,386,903
うち転貸	9,913	11,673	1,335,754							9,913	11,673	1,335,754
うち管理										0	0	0

イ 累計(本年度末)

(単位:件、ha、千円)

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受	26,592	16,452	2,024,403	0	0	0	0	0	0	26,592	16,452	2,024,403
うち転貸	14,163	15,923	1,973,254	0	0	0	0	0	0	14,163	15,923	1,973,254
うち管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 借受希望者の募集市町村数

募集市町村数	33市町村
宮城県内市町村数	35市町村

4 人員体制

(単位:人)

区 分	人 員	内 容
本 部	16	役員等3+専任10(正7+有3)+兼任1(正1)+臨時2
地 域	18	
7 地域	18	県地方振興事務所管内毎に2~3人配置(地域CD)
地域		
計	34	

5 活動内容

時 期	場 所	内 容
・年3回	・仙台市	・農地集積推進本部・地方本部合同会議 対象: 県域関係機関団体等
・四半期毎	・仙台市	・農地中間管理事業推進チームリーダー・担当者会議 対象: 県域関係機関団体等
・年2回	・仙台市	・農地中間管理事業担当者会議 対象: 市町村等関係機関, 県域関係機関団体等
・年3回×7圏域	・各圏域	・農地集積推進地方本部担当者会議 対象: 市町村等関係機関, 県域関係機関団体等
・隔月	・仙台市他	・地域コーディネーター情報連絡会議 対象: 県, 農業会議等
・年2回	・仙台市	・担い手組織等連携協定推進会議 対象: 担い手組織等, 関係機関
・随時	・県内一円	・農地中間管理事業普及啓発運動
・随時	・県内一円	・重点推進モデル地区推進会議

※ 管理機構事業の周知活動、受け手の掘り起こし活動、関係機関との連携活動、会議の開催等を記載してください。

6 委託関係

委 託 先	委 託 内 容
A: 32市町村 B: 14円滑化団体 C: (株)ムーブ	<p>①農地の借受けに関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出し手の掘り起こし・当該地域の確認等(A・B) ・所有者との交渉(A・B) ・契約締結事務(A・B) ・借受農地データベース入力(A・B・C) ・送金通知書他案内文書作成及び発送(C) <p>②農地の管理・条件整備に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地管理(草刈り等)(A・B) <p>③農地の貸付けに関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借受希望者の掘り起こし、募集の周知(A・B) ・貸付け条件交渉、農地の利用配分調整、配分計画原案確認等(A・B) ・貸付農地データベース入力(A・B・C) ・利用状況報告の取りまとめ及び機構への報告(A・B) ・領収書他案内文書作成及び発送(C)

7 評価委員会

(1) 評価委員

現職(元職)	氏名
東北大学大学院 教授	伊藤 房雄(委員長)
(公財)みやぎ産業振興機構副理事長	伊本 廣一(副委員長)
宮城県町村会理事事務局長	佐々木 昭男
(一社)東北経済連合会常務理事事務局長	江部 卓城
弁護士	丸山 水穂
計	5名

(2) 開催時期

時期	内容
平成31年 6月	平成30年度事業評価
平成31年12月	平成31年度上半期事業の実施状況報告への意見徴求
平成32年 3月	平成31年度事業の実施見込報告及び平成32年度事業計画への意見徴求
計	3回

添付書類: 完了報告には、事業報告書を添付してください。

◆平成31年度の重点取組方針（案）

1 農地中間管理事業の推進に関する法律施行5年後見直しへの適切な対応

①5年後見直しによる新たな制度の周知徹底

- ・県と連携した市町村等担当者会議や担い手組織等連携推進会議の開催などによる周知
- ・借入・転貸手続きの一括化、配分計画縦覧及び利用状況報告の廃止、機構集積協力金の地域タイプへの重点化、実施区域の拡大（農振→市街化区域以外の区域）、相続未登記農地の利用促進等

2 「人・農地プラン」の実質化に向けた一体的推進

①人・農地プランの見直しを推進するため、県と連携し地域内の話し合いの機会誘導

- ・全域を一プランとしている市町村に対し、集落単位等に細分化した話し合いを誘導
- ・集落単位等の話し合いには、農業委員・農地利用最適化推進委員・機構地域コーディネーター等の参加も働きかけ
- ・機構手数料を活用し集落単位等の話し合い経費を支援

3 農地の集約化の推進

①圏域毎に定めた集約化推進地区における取り組みの充実

- ・推進地区毎に担い手・市町村・農委・JA・土地改良区・県・機構が連携し、担い手経営農地の見える化（分散状況の図面化）等による話し合いの充実

②機構手数料を活用した集約化の促進

- ・集約化に向けた地域ぐるみの話し合い経費や集約化に結び付いた農地へ促進費交付

③農地利用最適化推進委員や機構地域コーディネーター等が相互に所有する「人と農地の情報」を共有しながら、土地利用調整活動を連携して展開

4 農地整備事業との連携強化

①中山間地域等における機構関連農地整備事業の積極的な活用と他地区への普及啓発を推進

②農地整備実施中の地区における機構事業活用の推進（モデル地区での活用の加速化）

- ・作業受委託契約農地の機構事業活用促進の啓発

③農地整備事業の構想段階・調査計画段階における地区情報の共有化と機構事業制度の周知

④農地整備地区の換地に伴う契約変更（地番・面積・賃料）手続きの円滑化

- ・手続きの正確性と迅速性を確保するため、県からの情報提供（電子データ）について調整

5 市町村・農業委員会・担い手組織等との連携強化

①農地利用最適化推進委員と機構地域コーディネーターの活動状況等の情報共有

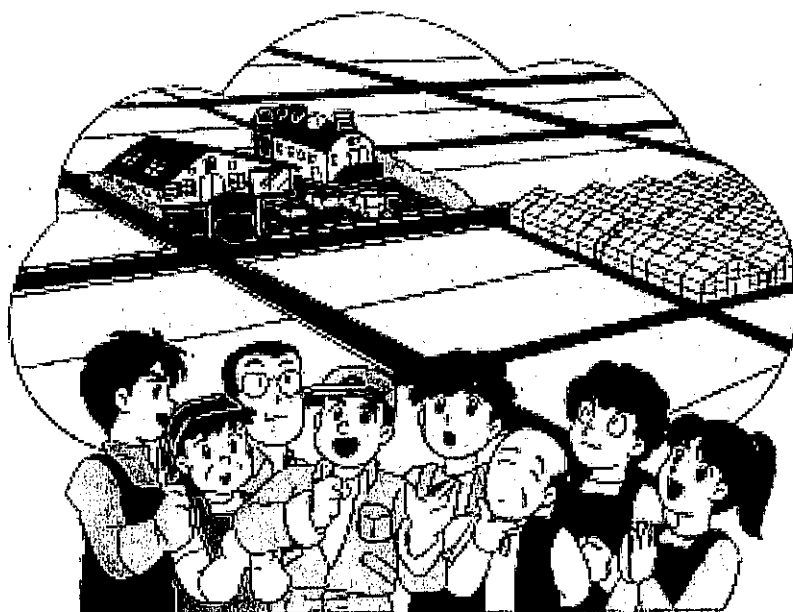
- ・農地の出し手・受け手から収集した営農意向等の情報の相互共有

②農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関連機関の情報共有

③市町村、農業委員会、担い手組織との定期的な情報交換の実施

- ・担い手農業者組織等事業連携協定（H28.6.21締結）に基づく推進会議を継続開催し、担い手農業者組織からの意見・要望等を聴き取りながら、国へ制度改善等を要望
- ・市町村、農業委員会と担い手組織の連携による集約化の取組（角田市西根地区等）が他地域に波及するよう、事例を紹介しながら農地集積・集約化機運の高揚

平成30年度第3回 評価委員会参考資料



平成31年 3月26日(火)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社



農地中間管理事業評価委員会制度について

平成31年3月26日
(公社)みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3) 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (H29,12,7 改正)
- (4) 公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領 (H30,12,4 改正)

2 評価委員

- (1) 東北大学大学院教授
- (2) (公財)みやぎ産業振興機構推薦者
- (3) (一社)東北経済連合会推薦者
- (4) 宮城県町村会推薦者
- (5) 弁護士

3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員の任命 (機構法第6条第3項)

農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

※各委員につきましては、農振第561号 (H30, 12, 4) 及び、宮城県 (農振) 指令第196号 (H30, 12, 4) により県知事認可いただいております。

5 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※H29年度分は、H30, 6, 7付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

6 評価委員会の開催予定及び内容

(1) 平成30年度 (H31以降もスケジュール的な目安は同じ)

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ①年度当初 (6月6日) | ・・・H29事業報告 (評価検討) |
| ②年 内 (12月25日) | ・・・H30事業中間報告 |
| ③年 度 内 (3月26日) | ・・・H30事業見通し・H31当初事業計画 |

(2) 平成31年度 (参考)

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ①年度当初 (6月予定) | ・・・H30事業報告 (評価検討) |
| ②年 内 (12月予定) | ・・・H31事業中間報告 |
| ③年 度 内 (3月予定) | ・・・H31事業見通し・H32当初事業計画 |

【評価委員会の設置の根拠】

○農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

（ 中 略 ）

（事業計画等）

第9条

（ 中 略 ）

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（H26農林水産省令第15号）（抄）

（委員の任命の認可の申請）

第3条 農地中間管理機構は、法第6条第3項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 任命しようとする者の氏名及び略歴
- 二 任命の理由

○公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（H29, 12, 7改正）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会）

第31条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

参考：（公社）みやぎ農業振興公社事業評価委員会設置要領（H30, 12, 4改正）

後添のとおり

公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25年法律第101号）第6条に基づき、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）理事長が提出した農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて公社理事長が任命する。

3 委員の任期は、2年を超えない範囲で公社理事長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる委員会の招集は公社理事長が行う。

2 会議においては、委員長がその議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(資料の公表)

第7条 会議で用いた資料は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報等に関するものについては、この限りでない。

(会議録)

第8条 委員会の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、公社担い手育成・総務部におく。

(経 費)

第10条 委員会の運営に関する経費については、公社が負担する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年 4月15日から施行する。

この要領は、平成30年12月 4日から施行する。

その他参考資料

☆農地の集約化の推進（事例）

- (1) 角田市西根地区 P5
- (2) 大郷町粕川地区 P9

☆農地整備事業との連携強化（事例）

- (1) 柴田町葉坂地区 P12

市、農業委員会、担い手が協力して農地集約化に向けた地域合意を実現

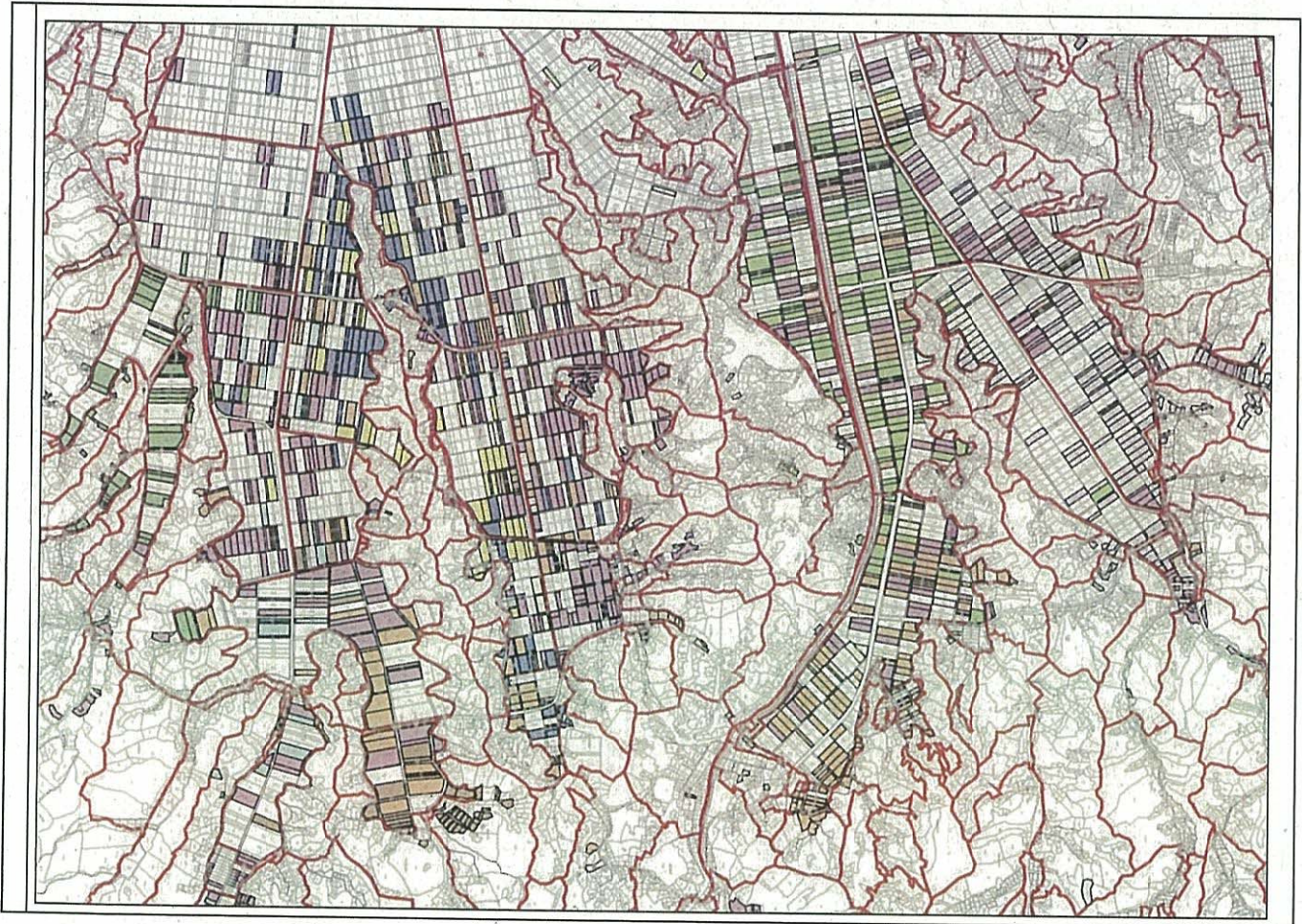
宮城県角田市西根地区

地区の概要	地区内農地面積	今回の集約化に係る農地面積 422ha (地区全体農地面積 974ha)				
	地域振興法指定状況	<input type="checkbox"/> 特定農山村法 <input checked="" type="checkbox"/> 山村振興法 <input type="checkbox"/> 過疎地域自立促進特別措置法 <input type="checkbox"/> 半島振興法 <input type="checkbox"/> 離島振興法				
	地区の特徴	○西根地区は、山麓部に位置し、農地が平野部から山間部に広がっている。 ○農地は水稲がほとんどであり、昭和48年から平成22年に亘り県営ほ場整備事業が実施され30a、100a区画で整ってはいるが、担い手の耕作地は分散錯圃の状態。 ○担い手はいるものの、大半が60代から70代と高齢化が進行。 ○担い手の減少・高齢化や出し手の増加に伴い、遊休化の懸念と分散錯圃による担い手農家の作業効率の低下などの課題が存在。				
各種データ	機構活用面積	借入面積	173.2ha	借入時期	H26.11~H30.11	
		転貸面積	173.2ha	転貸時期	H26.12~H30.12	
		新規集積面積	67.0ha			
	遊休農地面積	0ha	(うち遊休農地解消面積) 0ha			
	地区内担い手の集積面積・集積率	機構活用前(H29年)	→	機構活用後(H30年)		
		235.7ha	→	242.9ha		
	経営体の平均経営面積	55.9%	→	57.6%		
		19.64ha/経営体	→	20.24ha/経営体		
	経営体の平均団地数	11団地	→	4団地		
	経営体の平均団地面積	1.51ha/団地	→	5.35ha/団地		
転貸を受けた新規就農者数	0人					
転貸を受けた参入企業数	0法人					
経営体の状況	経営体数の推移	機構活用前(H29年)	→	機構活用後(H30年)		
		12経営体	→	12経営体		
	経営体の概要	(有)角田健土農場(水稲) (農)下高倉営農組合(水稲) 個人経営体A(水稲+大豆) 個人経営体(水稲、肉用牛) 個人経営体B(水稲) 個人経営体C(水稲+施設園芸) 個人経営体D(水稲+施設園芸) 個人経営体E(水稲) 個人経営体F(水稲) 個人経営体G(水稲+露地野菜) 個人経営体H(水稲) 個人経営体I(水稲) ※集約化に係る担い手農家12経営体	→	(有)角田健土農場(水稲) (農)下高倉営農組合(水稲) 個人経営体A(水稲+大豆) (同)館林農場(水稲、肉用牛) ※H30法人化 個人経営体B(水稲) 個人経営体C(水稲+施設園芸) 個人経営体D(水稲+施設園芸) 個人経営体E(水稲) 個人経営体F(水稲) 個人経営体G(水稲+露地野菜) 個人経営体H(水稲) 個人経営体I(水稲)		
事例集内における法人経営体の名称の掲載の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可					
基盤整備の状況	基盤整備の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 予定				
	有り・予定	実施時期	H28~H29、H29~H30、H30~H31			
		事業名	農地耕作条件改善事業(稲置地区、毛置地区、稲置2期地区)			
		工種	暗渠整備			
		実施主体	土地改良区			
		※ 当該事例地区と基盤整備地区が完全に一致しない場合は以下の項目について記載				
		基盤整備地区内農地面積	173ha			
同地区内の機構活用面積		借入面積	67.6ha	転貸面積	67.6ha	
	新規集積面積	21.0ha				
同地区内担い手の集積面積・集積率	93.9ha	→	96.2ha			
	54.4%	→	55.7%			

関係機関	当該事例に携わった機関及び団体等	機構、宮城県(大河原地方振興事務所)、角田市、角田市農業委員会事務局、農業委員、農地利用最適化推進委員、(公社)角田市農業振興公社、あぶくま川水系角田地区土地改良区
	中心的機関・人物	農業委員、担い手農家
	各関係機関の役割分担	<p>【機構】 (本部職員)説明会での事業説明 (地域コーディネーター)話し合いへの参加 【大河原地方振興事務所】話し合いへの参加、担い手への事業説明 【角田市】話し合いの場の設置、地区内説明会等の場の設置、担い手への事業説明 【角田市農業委員会事務局】話し合いへの参加、担い手への情報提供 【農業委員、推進委員】話し合いの旗振り役、進捗管理、担い手同士の連絡調整 【角田市農業振興公社】中間管理事業に伴う契約業務全般 【土地改良区】農地耕作条件改善事業の実施、説明</p>
よる集積の作業・集約化・経営に	10a当たりの圃場内作業、圃場間移動コスト →法人経営体Aにおいて約14%削減(見込み) 作業員一人当たりの作業効率 →法人経営体Aにおいて約28%アップ(見込み)	
農道や水路等の管理状況	農道の草刈り、水路の管理については受け手が実施。	
協力の金の活用方法	地域集積協力金	【平成30年度】 交付額15,474千円 交付対象面積147.9ha 【協力金活用方法】 ○ 一部を西根地区担い手農家協議会の運営経費に充当し、地区内担い手へ配分
	経営転換協力金	【平成 年度】 【平成 年度】
	耕作者集積協力金	【平成 年度】 【平成 年度】
農地利用図	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>機構活用前(H29年)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>→</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>機構活用後(H30年)</p> </div> </div> <p> (有)角田穂土農場 (農)下高倉富農組合 個人経営体A (商)鐘林農場 個人経営体B 個人経営体C 個人経営体D 個人経営体E 個人経営体F 個人経営体G 個人経営体H 個人経営体I </p>	
現場写真等		

取組内容	
取組時期 (H/O/O/O)	具体的内容
H29.11	人・農地プラン地域検討会上で、担い手より出し手の増、分散錯圖を憂慮する声があり、農業委員から話し合いの場を設けてほしいと市へ要望。
H30.1	機構(地域コーディネーター)、振興事務所、市、農業委員会事務局、農業委員、推進委員、市公社、土地改良区を交え担い手の話し合いを実施。現在円滑化事業で担い手へ貸し付けられている農地について、農地中間管理事業による貸借に切り替えることにより耕作地の集約化と地域集積協力金の交付を目指すこととした。
H30.2～4	各担い手の耕作地を集約するエリア、統一賃借料等の契約条件を設定したうえで、地元地権者に向けた説明会の準備を実施。(関係機関のみの打合せを含み9回実施)
H30.3～5	地元地権者への説明会を概ね大字ごとに実施。対象は担い手へ円滑化事業により農地を貸し付けている地権者。担い手から地区の農業の現状と農地中間管理事業の説明(概要、手数料等)及び契約条件の提示を行い、地権者の約7割から農地中間管理事業への切り替えの同意を得た。
H30.6	担い手は説明会に欠席した地権者に対して戸別訪問を実施。同意の結果を基に、集約化案を再検討。農地中間管理事業に切り替えるための契約会の準備を行った。
H30.7	(公社)角田市農業振興公社を中心に契約会を概ね大字ごとに実施し契約書を作成。担い手、農業委員及び推進委員は会場準備と対象地権者に対する声掛けを行った。
H30.8	契約会の結果がまとまり、当初予定していた農地の集約化と地域集積協力金の交付対象要件に達する機構への貸付率を達成する見込みとなったため、協力金の受け皿となり、今後の地域農業の発展を目指すための「西根地区担い手農家協議会」の設立を目指し準備を始める。
H30.9～11	協議会設立のための検討会を実施。規約案、事業計画案、予算案等を設定し、設立総会に向けた準備を実施。
H30.12	円滑化事業から農地中間管理事業への切り替えが完了し、農地集約化が実現。「西根地区担い手農家協議会」が設立総会を経て発足。今後の西根地区の地域農業の発展を支える母体となることが期待される。
取組におけるポイント・その他補足事項	
<p>○地域内で同時期に「農地耕作条件改善事業」による暗渠整備を行っており、当事業の取り組みに併せて、独自に交換耕作を行っていた。そのため、農地集約化の案の作成は比較的スムーズに行われた。</p> <p>○農業委員が旗振り役となり、進捗管理、話し合いの日程調整を積極的に行った。「西根地区担い手農家協議会」の役員の一員に農業委員、推進委員が就いている。</p> <p>○担い手同士が話し合うことで、10aあたり5,000円の金納と統一した賃借料を契約条件として設定した。今後、協議会において、米価等に応じて賃借料を改定する場合は地権者も話し合いに加える予定。</p>	
農地中間管理機構活用者(出し手・受け手)の声	
<p>(法人経営体の機構活用、農地の集積・集約化に対する感想)</p> <p>「農地中間管理機構を活用し、農地集約化することで、圃場間の移動時間が短くなり、経営面積の拡大が図られた。また、同時期に法人化も行ったので今後も経営発展に向けてがんばっていきたい。」</p>	

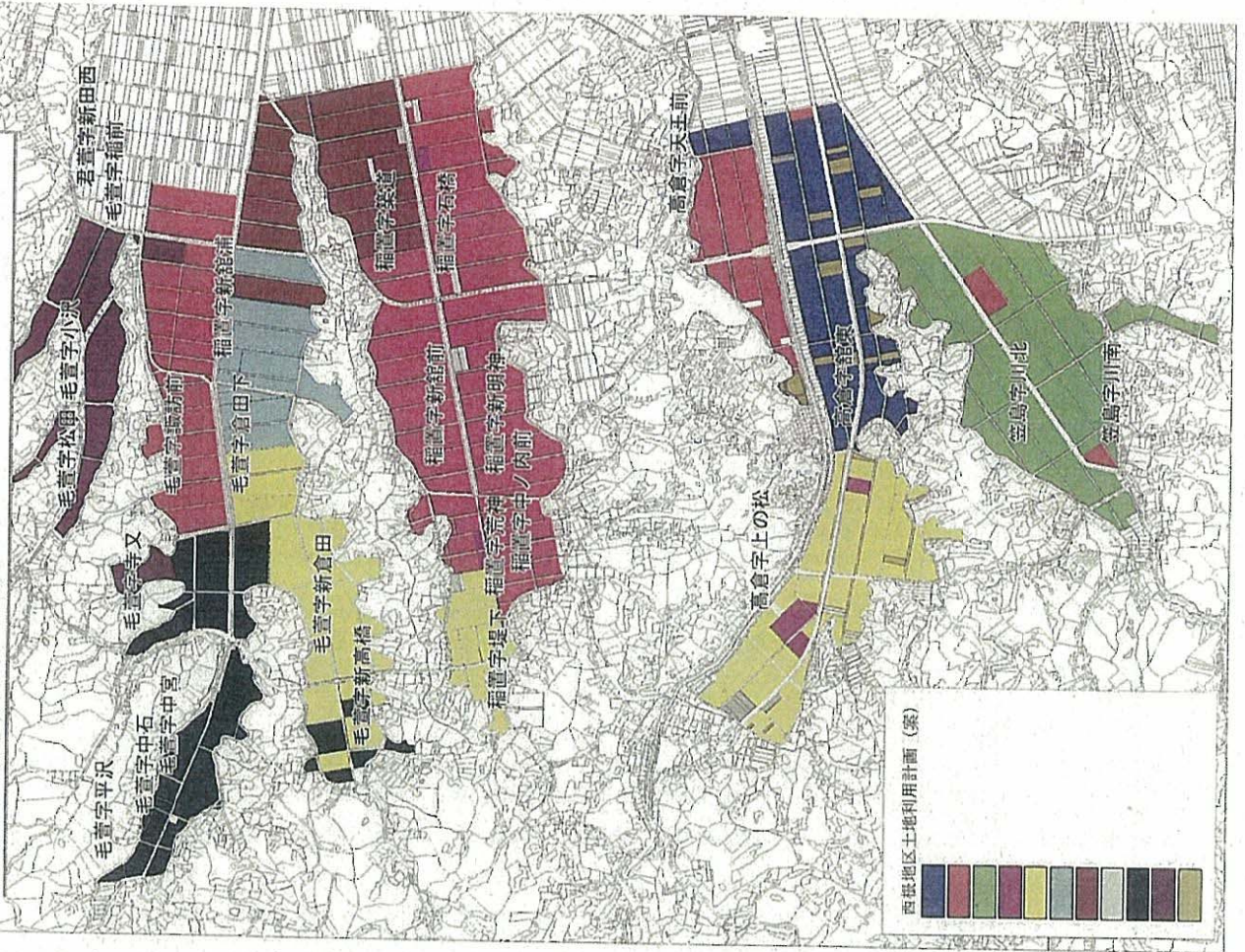
西根地区 担い手農家の土地利用図(集約化の取組前)



西根地区 担い手農家土地利用計画 (案)

(平成30年4月作成)

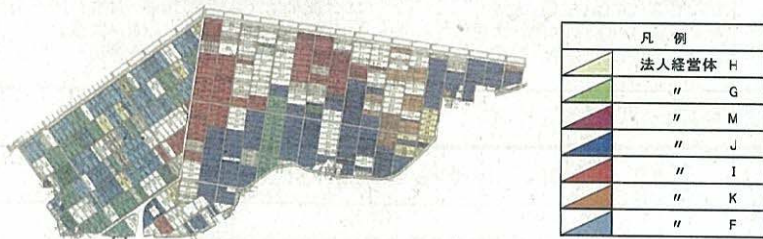
担い手農家の耕作エリアを選定し、西根地区担い手農家土地利用計画(案)を作成いたしました。今後は、担い手間で農地中間管理機構を利用して耕作地の調整を行います。また、新たに農地を負担する際は農地中間管理機構にて耕作エリア内の担い手を転換いたしますので、西根地区の富様のご理解とご協力をお願いします。



農地整備事業と連携し農地利用図を活用した農地集約化の取り組み

宮城県大郷町柏川地区

地区の概要	地区内農地面積	452.7ha				
	地域振興法指定状況	<input type="checkbox"/> 特定農山村法 <input checked="" type="checkbox"/> 山村振興法 <input type="checkbox"/> 過疎地域自立促進特別措置法 <input type="checkbox"/> 半島振興法 <input type="checkbox"/> 離島振興法				
	地区の特徴	○県北部平坦地区に位置し水稻中心で作付けされているが、水稻のほか大豆・露地ねぎを栽培している。 ○農地は昭和47年～58年に圃場整備事業(県営一般型)を実施しており、30a区画になっている。 ○当地域で大規模に作付けしている担い手は法人であるが、一部個人経営体が作付を行っている。 ○法人を中心に、分散ほ場解消の動きが見られる。				
各種データ	機構活用面積	借入面積	132.8ha	借入時期	H27年3月～H30年1月	
		転貸面積	132.8ha	転貸時期	H27年5月～H30年11月	
		新規集積面積	76.5ha			
	遊休農地面積	5 ha	(うち遊休農地解消面積) 0 ha			
	地区内担い手の集積面積・集積率	機構活用前(H29年)	→	機構活用後(H30年)		
		128.1ha	→	132.8ha		
	経営体の平均経営面積	28%	→	29%		
		15.5 ha/経営体	→	15.5 ha/経営体		
	経営体の平均団地数	15 団地	→	15 団地		
	経営体の平均団地面積	1.03 ha/団地	→	1.03 ha/団地		
転貸を受けた新規就農者数	0 人					
転貸を受けた参入企業数	0 法人					
経営体の状況	経営体数の推移	機構活用前(H29年)	→	機構活用後(H30年)		
		15経営体	→	15経営体		
	経営体の概要	個人経営体A(水稻・担い手) 個人経営体B(水稻・野菜・担い手) 個人経営体C(水稻・野菜・担い手) 個人経営体D(水稻・畜産・担い手) 集落営農組合E(水稻・大豆・野菜) 集落営農組合F(水稻・大豆) 法人経営体G(米)(水稻・野菜・大豆・兼業) 法人経営体H(米)(水稻・大豆) 法人経営体I(米)(水稻・大豆) 法人経営体J(農)(水稻・大豆・野菜) 法人経営体K(農)(水稻・大豆) 法人経営体L(米)(野菜) 法人経営体M(米)(水稻・大豆) 法人経営体N(農)(水稻・大豆) 法人経営体O(米)(水稻・野菜)	→	個人経営体A(水稻・担い手) 個人経営体B(水稻・野菜・担い手) 個人経営体C(水稻・野菜・担い手) 個人経営体D(水稻・畜産・担い手) 集落営農組合E(水稻・大豆・野菜) 法人経営体F(農)(水稻・大豆) 法人経営体G(米)(水稻・野菜・大豆・兼業) 法人経営体H(米)(水稻・大豆) 法人経営体I(米)(水稻・大豆) 法人経営体J(農)(水稻・大豆・野菜) 法人経営体K(農)(水稻・大豆) 法人経営体L(米)(野菜) 法人経営体M(米)(水稻・大豆) 法人経営体N(農)(水稻・大豆) 法人経営体O(米)(水稻・野菜)		
事例集内における法人経営体の名称の掲載の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可					
基盤整備の状況	基盤整備の実施	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 予定				
	有り ○ 予定	実施時期	H35			
		事業名	農業競争力強化農地整備事業(県営)			
		工種	区画整理			
			30a区画	→	1ha区画	
		実施主体	宮城県			
		※ 当該事例地区と基盤整備地区が完全に一致しない場合は以下の項目について記載				
基盤整備地区内農地面積	380ha					
同地区内の機構活用面積	借入面積	120.3ha	転貸面積	120.3ha		
	新規集積面積	76.5ha				
同地区内担い手の集積面積・集積率	ha	→	ha			
	32%	→	促進計画の作成前であり、今後、策定予定			

関係機関	当該事例に携わった機関及び団体等	機構、宮城県(仙台地方振興事務所 農業振興部・農業農村整備部)、大郷町、大郷町農業委員会、鶴田川沿岸土地改良区																
	中心的機関・人物	地域内農業法人																
	各関係機関の役割分担	<p>【機構】 (本部職員)説明会での事業説明 (地域コーディネーター)話し合いへの参加、各法人への詳細な事業説明、各経営体の機構利用マップ作成 【仙台地方振興事務所】 説明会への参加、モデル地区設置、集約にむけた話し合いへの助言・指導 【大郷町・農業委員会】 説明会への参加、事業説明 【鶴田川沿岸土地改良区】 説明会への参加、現状作付マップの作成</p>																
よる集積の作業・集約化・経営に		<p>○農地集約化の話し合いの中で、農地中間管理事業を活用した農地のうち27筆を受け手変更で、8筆を新たに事業活用することで集約を図った。</p> <p>○地域内でより一層の集約化を図るため、2法人が農地中間管理事業の活用に向けた話し合いを行っている。</p>																
農道や水路等の管理状況		<p>○農道の草刈り、水路の管理については「多面的機能支払交付金」を活用し、集落ぐるみで取り組んでいる。</p> <p>○水路の江払いは年に一度法人が実施している。</p>																
協力の活用方法	地域集積協力金	<p>【平成28年度】交付額：14,214千円、交付対象面積：94.8ha 【平成29年度】交付額：5,006千円、交付対象面積：33.4ha 【平成30年度】交付額：466千円、交付対象面積：4.7ha</p> <p>【協力金活用方法】 農業機械の整備等に活用</p>																
	経営転換協力金	<p>【平成28年度】交付額：25,200千円、交付対象面積：68.3ha、交付対象者数：50戸 【平成29年度】交付額：582千円、交付対象面積：1.9ha、交付対象者数：3戸 【平成30年度】交付額：129千円、交付対象面積：0.4ha、交付対象者数：2戸</p>																
	耕作者集積協力金	<p>【平成28年度】交付額：19千円、交付対象面積：0.019ha、交付対象者数：1戸</p>																
農地利用図	<p>機構活用後(H30年)</p>  <table border="1" data-bbox="922 1527 1129 1742"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>法人経営体 H</td> </tr> <tr> <td></td> <td>" G</td> </tr> <tr> <td></td> <td>" M</td> </tr> <tr> <td></td> <td>" J</td> </tr> <tr> <td></td> <td>" I</td> </tr> <tr> <td></td> <td>" K</td> </tr> <tr> <td></td> <td>" F</td> </tr> </tbody> </table>		凡例			法人経営体 H		" G		" M		" J		" I		" K		" F
凡例																		
	法人経営体 H																	
	" G																	
	" M																	
	" J																	
	" I																	
	" K																	
	" F																	
現場写真等																		

取組内容	
取組時期 (H/O/O)	具体的内容
H30.1.30	<ul style="list-style-type: none"> ・大郷町内の法人等を対象に、町農業委員会が農地中間管理事業についての説明会を開催した。農地中間管理機構から、機構事業を活用した農地の集約化について、資料を用いて説明を行った。 ・地域の担い手(法人)から、「一部分散している農地があるため作業しにくい」との声があり、H30年度の作付けに間に合うよう、すぐに集約化が可能な農地について、4者間(3法人、1個人)で(機構からの受け手交換により)集約化を図ることで合意した。
H30.4	<ul style="list-style-type: none"> ・粕川地区内で、4者間(3法人、1個人)の農地集約化(延べ7.1ha)が実現した。
H30.8.9	<ul style="list-style-type: none"> ・県地方振興事務所農業振興部(以下、県地振農振部)と鶴田川沿岸土地改良区との間で情報交換を行い、粕川地区を対象に農地集約化に向けた話し合いの支援を提案し、同意を得た。 ・機構地域コーディネーターが中心となり中間管理事業の活用農地を識別した地図を作成した。 ・粕川地区では、基盤整備事業の導入に向け、事業推進委員会を設立して準備を進めていたことから、県地振農振部(機構事業担当)は、基盤整備事業推進委員会幹事会等にも出席し、農地整備部局と連携して、農地の集積・集約化に向けて誘導を図ることとした。
H30.9.25	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備事業推進委員会幹事会では、耕作者ごとに農地を色分けした地図を作成した。その地図を活用して、利用したい農地や耕作したい作物を地図に記載して検討を行った。
H30.10.23	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備事業推進委員会幹事会において、本委員会に付議する以下の案件を検討した。 ・付議案件内容 <ul style="list-style-type: none"> ①事業採択に向け、H31で地形図作成事業を実施する(町予算化了解済)。 ②地区の担い手への農地集積率について、85%を目指す。
H31.2.22	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の収益性向上計画に関する打合せを実施した(県地振農振部、土地改良区、町、JA)。 ・以前の基盤整備事業完了後30年が経過し、排水路等が劣化していることから、「農業競争力強化基盤整備事業」での再整備を計画することとし、採択要件(生産販売額の20%向上、6,000万円のアップ)を満たすための方法について協議を行った。 ・土壌条件(粘土質)、栽培品目等の現状を分析した結果、米、大豆(枝豆)、農産加工を行う案を作成した。販売は、町振興公社に一元化し、町と協定を締結している酒造会社、学校法人、日本茶加工販売会社と連携して取り組み、関係者で適時具体化していくこととした。
取組におけるポイント・その他補足事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の耕作者ごとに農地を色分けした地図を作成し、情報を「見える化」することで、農地の集積・集約化の機運を高めた。 ・基盤整備事業推進委員会幹事会の場に、県地振農振部(機構事業担当)が農地整備部局とともに出席することにより、農地の集積・集約化に向けて、地域の担い手である各法人、土地改良区、JA、町、県が連携して取り組む体制が整えられた。 	
農地中間管理機構活用者(出し手・受け手)の声	
<p>(地区の担い手(法人経営体)の機構活用、農地の集積・集約化に対する感想)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の集約化により、ローテーションで作付けしている転作大豆の栽培ほ場計画が立てやすくなった。また、栽培の区画を大豆と水稻で分けてまとめることで、水管理がしやすくなった(水稻栽培区画だけの通水)。 ・現在はまだ飛び地があることから、基盤整備事業の実施を機会に集約化をさらに進め、土地利用型作物(水稻、大豆)と園芸品目(ネギ)を効率的に栽培し、収益力を上げていきたいと考えている。 	

「柴田町葉坂地区のほ場整備事業による農地集積の取組み」

大河原地方振興事務所農業農村整備部

平成30年度新規採択 葉坂地区の概要

～基本理念：経済を地域で回す農村集落循環社会の構築～

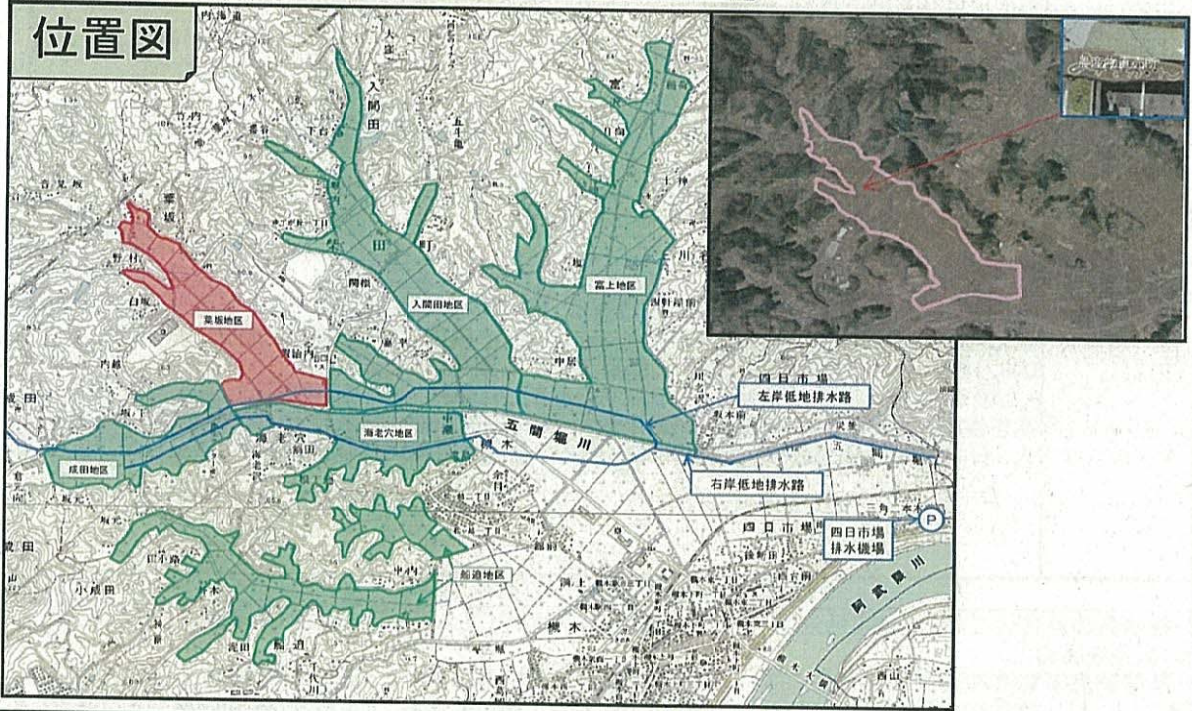
事業概要

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業
受益面積	37ha(関係農家戸数85戸)
所在地	柴田郡柴田町
総事業費	999百万円(事務費除き)
関係改良区	柴田町土地改良区
予定工期	平成30年～35年(6年)

地区計画

整地工A=37.3ha
道路工 L=6.7km
用水路工(PL)L=8.1km
揚水機場 1箇所
排水路工 L=5.9km
暗渠排水工 A=37.1ha

位置図



地区の概要

葉坂地区は柴田町の北部に位置し、東・北・西側を丘陵地に、南側を東西に流れる一級河川五間堀川に囲まれた水田地帯である。昭和30年代の農業構造改善事業での耕地整理により10a区画に整備されたが、以後の農地整備は進まず、軟弱地盤・農道狭小など営農に支障をきたしている状況になっている。

柴田町は平成25年度からほ場整備事業を推進し、事業に対する地域の熟度の高さから、葉坂地区は町の推進地区として選定された。担い手に関しては、当初から一貫して農業法人への組織化という意向があり、地域の話し合いを続ける中で、H29.12.28に農事組合法人「葉坂希望の郷」が設立された。法人が農家から委託された農地の面積は、地域全体の約80パーセントを占めており、このような状況から、平成29年度に制度化された「農地中間管理機構関連農地整備事業」にいち早く取組み、事業の採択を受けることができた。

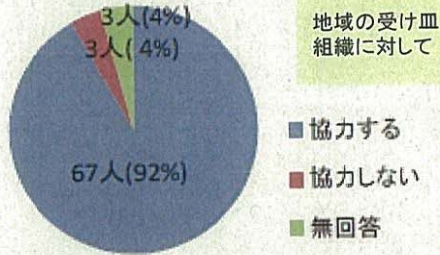
地域における取組と営農計画

【集積計画】

現況

関係農家戸数85戸
(うち認定農業者2戸
地区内耕作面積計3.9ha)

意向調査結果 (H28実施)



後継者の不足・委託農家の増加
転作作物栽培が困難

葉坂地区水田営農の受け皿としての
法人設立準備開始 (H28)

21名が組合員として
参加

農地中間管理権設
定100%のための
契約会開催 (H29.12)

(農)葉坂希望の郷
設立総会開催
(H29.12.17)

地区担い手 農地所有適格化法人 1法人

(農)葉坂希望の郷

【作付計画】

現況

作物	面積 (ha)	生産額 (千円)
水稻	25.0	27,202
かぼちゃ	1.0	950
ばれいしょ	0.2	201
調整水田等	11.9	0
計	38.1	28,353

地域の力
を活用した
高収益作物
の導入で

生産額
207%に

目標 100%の集積率

目標

作物	面積 (ha)	生産額 (千円)
水稻	25.0	27,760
かぼちゃ	2.0	2,667
ねぎ	8.8	25,343
ほうれんそう	0.7	2,859
ばれいしょ	0.2	201
計	36.7	58,831

園芸 (12 ha)

- 加工用ネギは、現在JAみやぎ仙南で生産振興中
- 地域雇用により地区としての収入向上と活性化を目指す
- 園芸品目を直売所(地区隣接地)の目玉にする

農業施設用地

乾燥調整施設
(既存生産組合
から譲渡)

水稻 (25 ha)

- 既存の施設や機械を活用
- 過剰な機械は処分
- やる気のある構成員に優先的に作業従事してもらう



地域独自の施策

- 加工販売の取り組み(農産物・ジビエ)
- 観光農園(イチゴ、リンゴ、ブルーベリー)

